

耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について

平成17年3月

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

はじめに

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は学校施設に多大な被害を及ぼすとともに、防災拠点としての学校の役割を大きくクローズアップすることとなった。また、地震は全国的にいつ、どこで発生するか分からないことも改めて認識されることとなり、これを契機に、平成7年6月に制定された地震防災対策特別措置法等の下で、各地方公共団体等において学校施設の耐震化の努力が続けられてきた。しかしながら、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震によって、学校施設は再び大きな被害を受けるとともに、地域住民の重要な防災拠点としての役割が改めて求められた。公立小中学校施設の耐震化の現状は、耐震性が確認された建物が全体の半数に満たない状況にあるなど、今なお、その耐震化の推進は大きな課題となっている。

また、学校施設は、防災拠点としての役割とともに、言うまでもなく、教育の機会均等・水準の確保を担保するとともに、老朽化した膨大な施設の改善や、社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した施設づくりなどの質的整備を図ることが課題となっている。

一方、国と地方の厳しい財政状況の中で、学校施設は社会資本として一層有効に活用することが求められ、効果的、効率的、計画的に整備していくことが課題となるとともに、国庫補助負担金改革等を内容とする「三位一体の改革」において、公立学校施設整備費負担金・補助金について、国と地方の役割分担も含めた検討を行うことが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本調査研究協力者会議においては、主として公立小中学校施設を対象に、今日、特に重要な課題である耐震化の推進などのための今後の学校施設整備の在り方について、その基本的な考え方等を検討し、本報告書を取りまとめた。

国及び学校設置者においては、本報告書の趣旨を踏まえ、今後の学校施設の一層の整備充実が図られることを期待するものである。

目次

はじめに

第1章 背景

1 学校施設の役割	1
2 これまでの国としての対応	1
3 地方における学校施設への経費支出の現状	3

第2章 学校施設をめぐる今日的課題

1 耐震性の緊急確保	5
2 老朽施設の質的整備	8

第3章 今後の学校施設整備の在り方

1 基本的な考え方	
(1) 建て替えから改修による再生整備への転換	9
(2) 教育の機会均等・水準確保のための新增築整備	11
(3) 社会資本としての学校施設の有効活用	12
2 推進方策	
(1) 整備計画の策定	13
(2) 学校施設整備を円滑に推進するための施策	13
(3) 各種施策の情報発信等の充実	14

参考資料

.....	16
-------	----

関連データ

.....	20
-------	----

第1章 背景

1 学校施設の役割

(基本的な教育条件の一つ)

学校施設は、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。

このため、充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能な施設環境を備えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や、衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならない。

(地域におけるコミュニティ・防災の拠点)

学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近で、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点として、また、地震等の非常災害時には応急避難場所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っている。

2 これまでの国としての対応

(公立学校施設整備の経緯)

公立学校施設は、教育の機会均等を担保し、全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、戦後初期においては、戦災復旧と六三制発足に伴う校舎整備が行われ、その後は数次にわたる児童生徒の急増等に対応するための教室不足の解消、構造上危険な老朽木造校舎等の解消等を中心に整備が図られてきた。昭和56年の新耐震基準施行¹以降に建築された学校施設は、耐震性の確保はもとより、多目的スペースを設けるなど、質的な面に配慮した施設が多く建設されるようになった。

(国による財政面での支援)

公立学校施設の整備は、原則として設置者である市町村等が行うこととなっているが、その整備には国が一定の責任を果たすとの考え方の下に、負担・補助が行われ、地方負担分については地方債等を財源として行われている。

(国庫負担・補助予算額の推移)

昭和50年代が児童生徒の急増のピークであったことから、国庫負担・補助金の予算額は、昭和55年度が5,929億円であったが、その後、少子化等に伴い減少傾向をたどり、平成16年度(当初予算額)では1,421億円となっている。

¹ 大地震の被害経験を踏まえ、従来の設計法に加え、大地震時に建物の倒壊により人命被害が生じないことを目標として新たに耐震設計法が定められた、昭和56年の建築基準法施行令の改正。

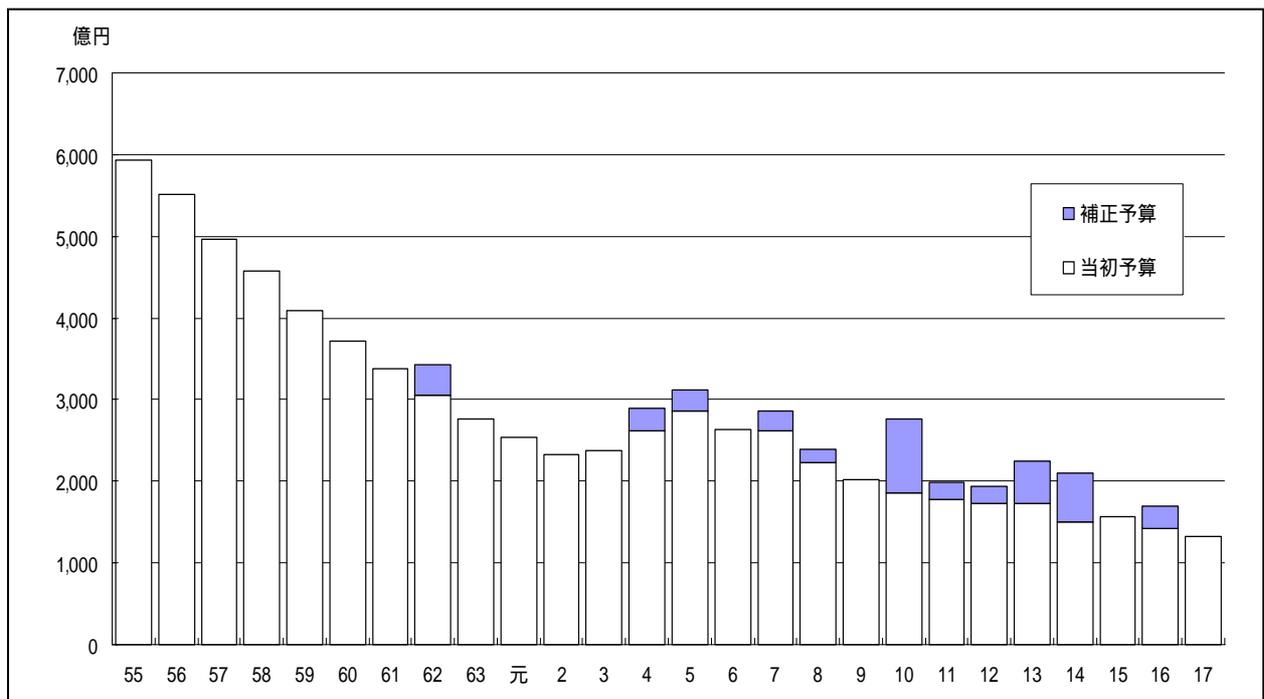


図1. 国の公立学校施設整備費予算額の推移 (昭和55年度～平成17年度予算(案))

(学校施設整備に係る指針等の作成・周知)

教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、防犯対策、バリアフリー化、健康や安全への配慮などの様々な社会的要請を踏まえ、これらに適切に対応するために必要な施設機能を確保し、学校施設の質的整備を図るため、文部科学省では「学校施設整備指針」をはじめとする指針等を策定し、その周知に努めている。

また、学校施設の耐震化の推進を図るため、文部科学省において、個々の学校施設の耐震対策に係る様々な技術的留意事項等を示すとともに、平成15年7月に、設置者が所管する学校施設全体の耐震化推進方策を示した「学校施設耐震化推進指針²」を策定し、その周知に努めている。

² 各設置者が所管する学校施設の耐震化を推進するための基本的な考え方、具体的な耐震化推進計画の策定手法及び留意点等を提示したもの。

3 地方における学校施設への経費支出の現状

(学校施設の整備状況)

平成16年5月1日現在の公立の小中学校数は、小学校23,160校、中学校10,317校であり、建物の保有面積は、校舎1億3,446万㎡、屋内運動場2,906万㎡、寄宿舍18万㎡であり、総面積は1億6,370万㎡である。

また、平成16年5月1日現在の公立小中学校1校当たりの平均学級数は11.4学級(昭和55年13.8学級)、平均児童生徒数は313.0人(同476.8人)、平均建物面積は4,019㎡(同3,085㎡)であり、児童生徒数1人当たりの平均校舎保有面積は12.8㎡(同6.5㎡)である。

(地方における学校施設への経費支出の現状)

地方公共団体における公立小中学校施設の新増築、改築³、改修等に要する建築費(地方債等による経費を除く)としては、国庫補助金も含め平成14年度に5,500億円を超える経費が支出されている。この他に、施設の維持管理・運営のための修繕費や光熱水費等として、建築費の約0.8倍の経費が、さらには、過去の公立小中学校の施設整備に要した地方債等の償還費として、建築費の約1.4倍もの経費が支出されている。即ち、公立小中学校施設の整備・運営に対して、毎年約1.8兆円という極めて巨額の経費が支出されており、これは、義務教育に係る教育費総額(平成14年度約10.4兆円)の約2割を占めている。

また、平成14年度の公立小中学校施設の整備・運営に関する経費は、平成10年度に比して約6%減少しており、中でも建築費は約15%も減少している。

表1. 公立小中学校における施設関係の経費支出の状況

(単位: 億円)

経費名	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成10年度から平成14年度への増加率
建築費	6,516	5,989	5,950	5,711	5,542	15%
〔地方債等による経費を含めた建築費〕	(9,321)	(8,616)	(8,319)	(8,403)	(8,411)	(10%)
修繕費	1,163	1,115	1,138	1,140	1,054	9%
光熱水費等(その他の管理費 ²)	3,476	3,516	3,585	3,615	3,598	4%
債務償還費	8,062	8,581	7,886	7,952	7,850	3%
合計 (整備費及び運営に要する経費)	19,217	19,201	18,559	18,418	18,044	6%
義務教育に係る教育費総額	106,171	105,405	104,492	104,620	103,805	2%

*1 公立小中学校には、盲・聾・養護学校の小・中学部を含む

*2 光熱水費、消耗品費等の維持費及び旅費等

[平成11～15年度地方教育費調査報告書より作成]

³ 構造上危険な状態にある建物等について全面建て替えを行うこと。

(学校施設への経費支出の大きな地域間格差、年度間の差異)

平成12～14年度の公立小中学校施設の建築費(地方債等による経費を含む)と修繕費の総額の3か年平均額は9,243億円にのぼり、全国の学校1校あたり平均額は約27百万円である。各都道府県の額を比較すると、最大は44百万円、最小は10百万円で4倍以上の開きがあり、公立小中学校施設への経費支出は地域の実情による格差が著しい。

また、各都道府県の公立小中学校施設の建築費と修繕費の合計額について、平成13年度と14年度を比較すると、最大増率は47%、最大減率は46%であり、年度による変動が著しい。このように、施設整備の需要は毎年一定ではなく、需要が発生する際は多額の経費が必要となっている。

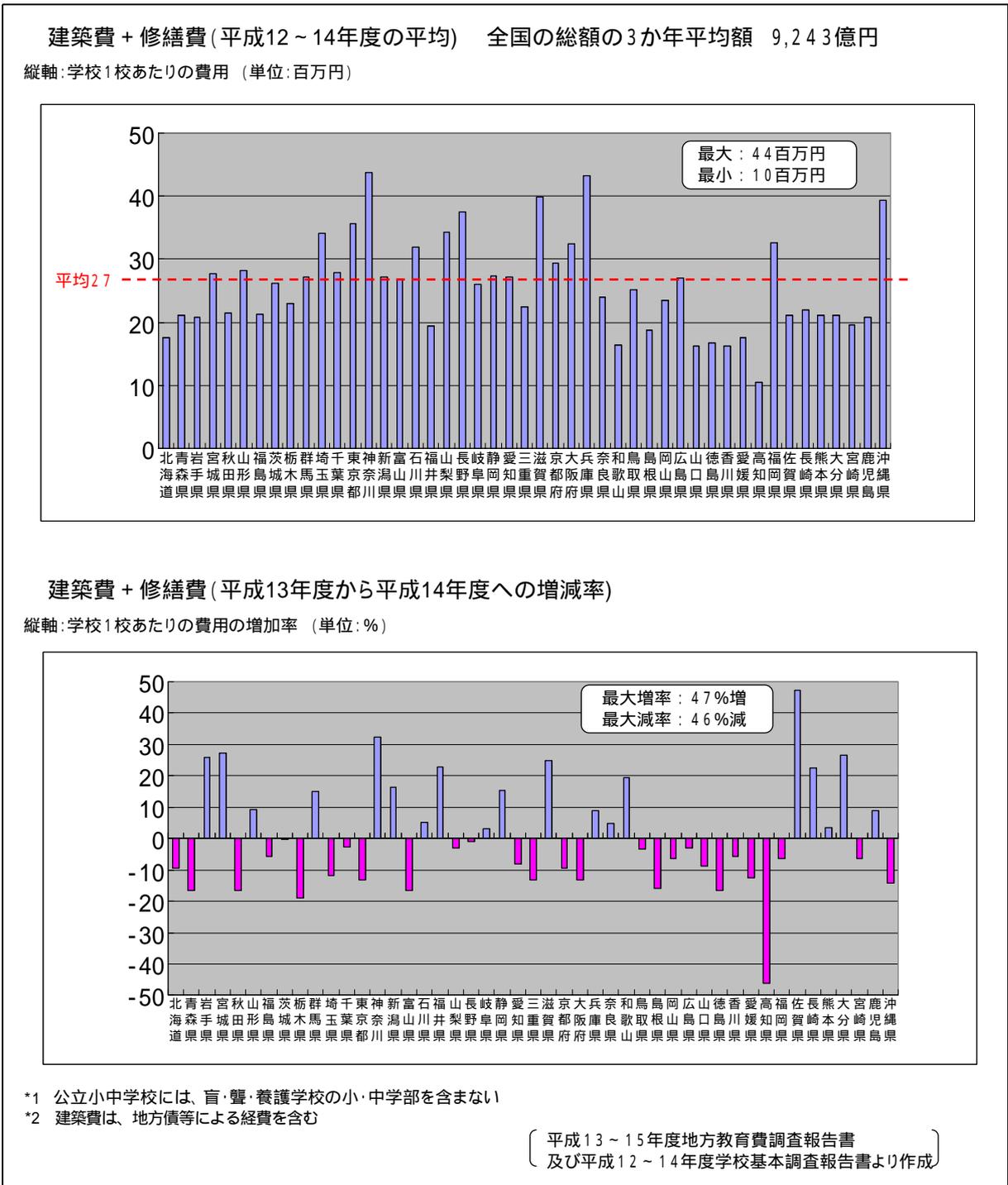


図2 . 公立小中学校における建築費と修繕費について

第2章 学校施設をめぐる今日的課題

1 耐震性の緊急確保

(地震時における子どもたちの生命を守ることは喫緊の課題)

近年、全国各地で大規模な地震が発生しているが、学校施設において直接的に子どもの生命を脅かすような事態は免れてきた。これは、平成7年の兵庫県南部地震、平成15年の宮城県沖を震源とする地震、宮城県北部を震源とする地震、十勝沖地震、平成16年の新潟県中越地震のいずれもが、その発生時間が、偶然にも子どもが学校にいない時間帯であったことによる。

しかしながら、学校施設は多大な損害を受けており、兵庫県南部地震において倒壊、大破など甚大な被害を受けた建物は、昭和56年以前の文教施設(175棟)のうち26%(45棟)⁴あった。また、これらの震災においては、倒壊、大破など建物構造上の甚大な被害とともに照明器具、天井材等の落下や家具の転倒などにより、通常の学校における教育活動はもとより、地域住民の避難所としての使用に耐えない被害を多々受けており、それは児童生徒、地域住民に大きな不安を与えたのである。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会⁵によれば、今後も、日本全国で大規模な地震の発生が危惧されており、今後30年以内に地震が発生する確率⁶は、例えば、東海地震は84%(参考値)⁷、東南海地震は60%程度、南海地震は50%程度、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震のうち宮城県沖地震は99%であると評価されている。また、中央防災会議の専門調査会によれば、今後、発生が危惧される首都直下地震では、死者1.1万人、避難者700万人との被害想定もある。

さらに、平成17年1月に神戸で開催された国連防災世界会議においては、各国は国民と財産を災害から守る第一義的責任を持ち、国の政策において災害リスク削減に対し、高い優先順位をおくことや、「兵庫行動枠組2005-2015」⁸の実行と、その達成度の点検などが極めて重要であることなどを柱とする「兵庫宣言」が採択されている。

以上を踏まえ、学校施設における耐震性の確保は急務であると言わなければならない。



はりのせん断破壊(鉄筋コンクリート造)



体育館内壁の落下(鉄骨造)

⁴ 「文教施設の耐震性能等に関する調査研究 報告書」(平成7年3月 社団法人日本建築学会 学校建築委員会耐震性能小委員会)の調査結果。

⁵ 平成7年に制定された地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別の機関として設置された地震調査研究推進本部の下に設置された委員会。

⁶ 地震が発生する確率の基準日は2005年1月1日。

⁷ 東海地震は隣接する地域との連動性のメカニズムが未解明であるため、発生確率を求めるためには幾つかの仮定を行う必要があり、長期評価結果として公表されている他の海溝型地震の発生確率と同程度の信頼度はないことに留意する必要がある。

⁸ 今後10年間の防災の指針となる枠組み。その中で、潜在的なリスク要因を軽減するための行動については、学校をはじめとする重要公共施設の安全性の強化等が盛り込まれている。

(地域の防災拠点としての役割の確保)

学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であることから、地震・豪雨等の災害時においては、地域の防災拠点として中心的な役割を担っている。消防庁の調査によれば、平成 15 年 4 月 1 日現在、学校施設は、その約 8 割が防災拠点に指定されているとともに、地域の防災拠点に指定されている公共施設のうち約 6 割を占めており、耐震化とともに防災拠点として非常用電源等の必要な諸機能の整備が重要である。

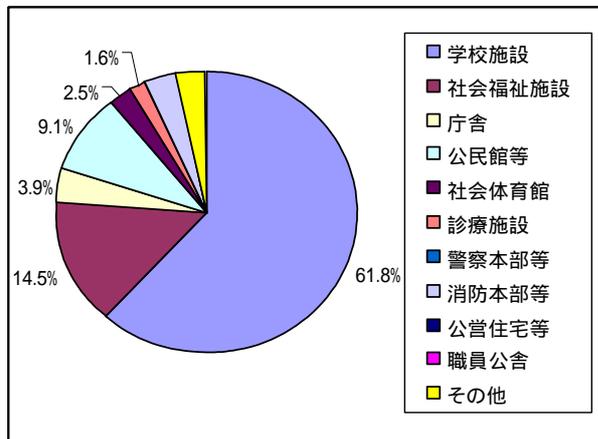


図 3 . 全防災拠点に占める学校施設の割合

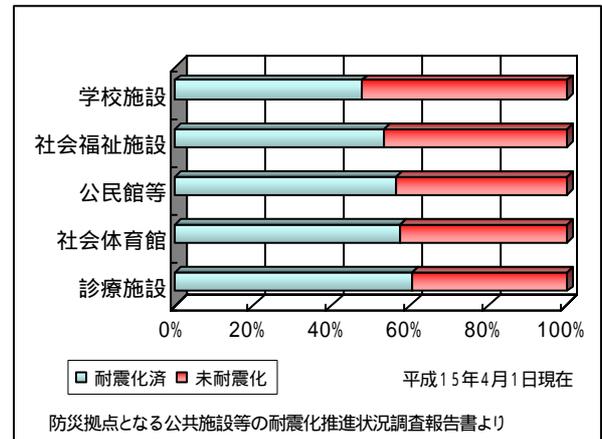


図 4 . 公共施設等の耐震改修進捗状況

(耐震性確保の深刻な遅れ)

文部科学省が実施した調査によれば、平成 16 年 4 月 1 日現在、公立小中学校施設において、耐震性が確認されている建物は半数にも満たず (49.1%)、他の公共施設に比べて遅れをとっているのが現状である。また、建築基準法施行令における新耐震基準施行 (昭和 56 年) 以前に建築された建物の耐震診断実施率は 45.2% となっており、学校施設の耐震性の確保については非常に憂慮すべき状況になっていると言わなければならない。

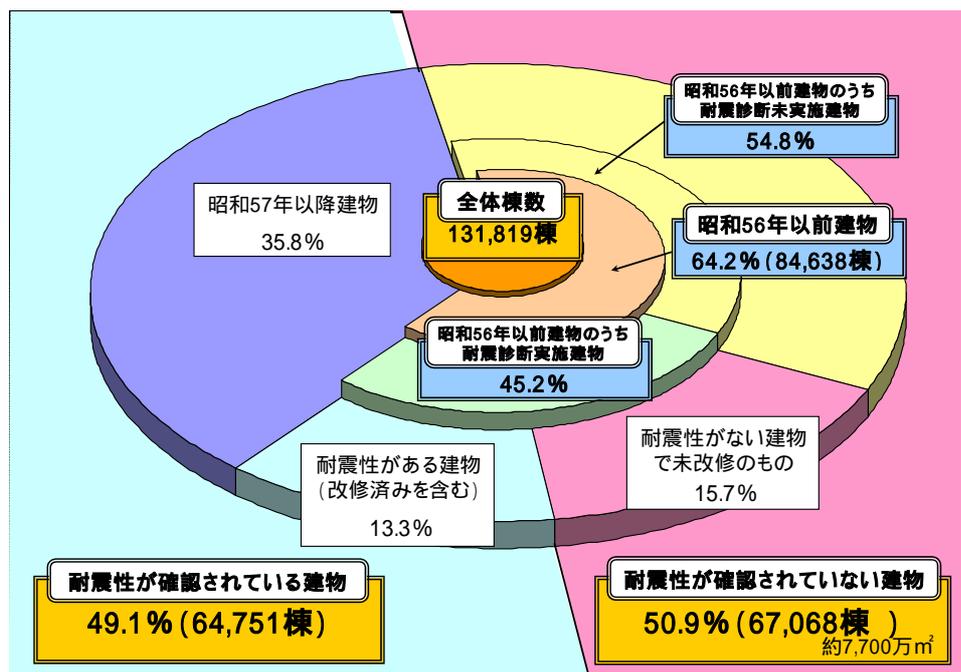


図 5 . 平成 16 年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況 (小中学校)

(耐震化の進捗における大きな地域間格差)

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建築された公立小中学校施設の耐震診断実施率と耐震化率について、各都道府県を比較すると大きな差が見られる。また、耐震診断の進捗に比べ、耐震化が進んでいない都道府県も多い。

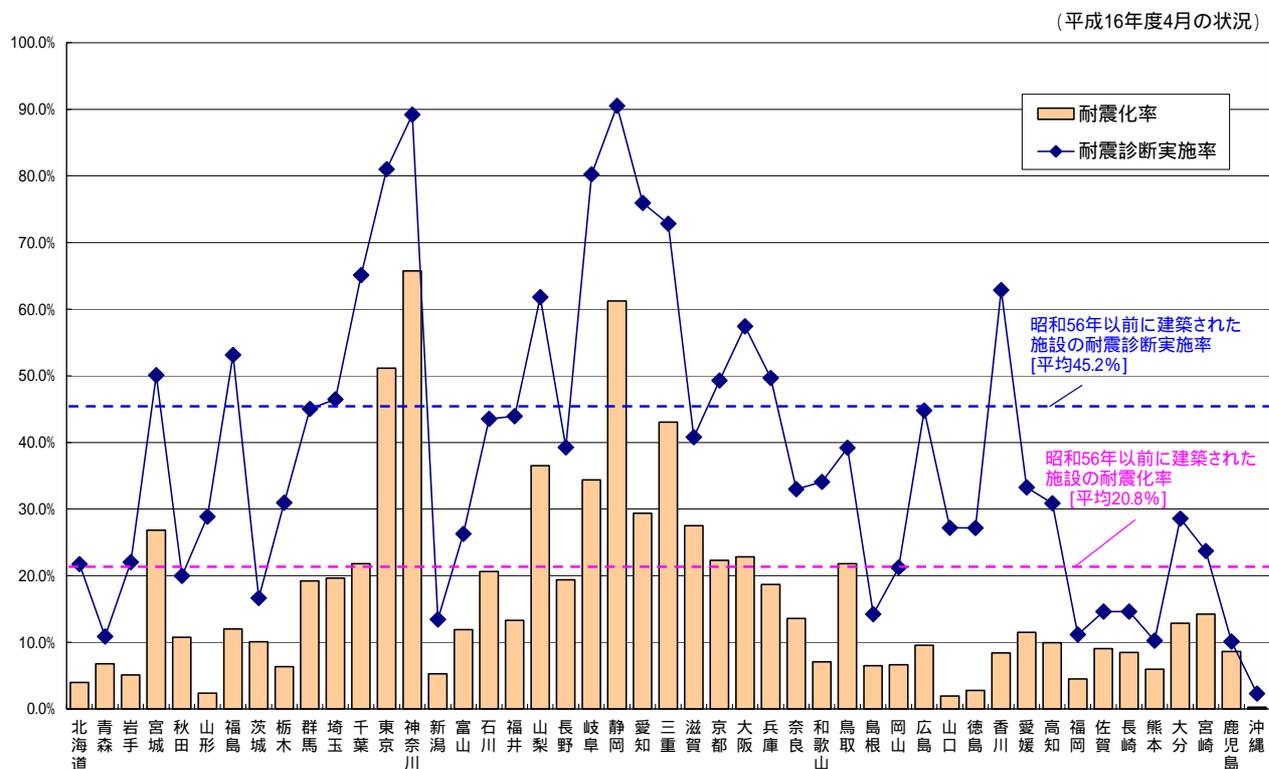


図 6 . 昭和 56 年以前に建築された公立小中学校施設の耐震化・耐震診断の状況 [都道府県別比較]

(耐震化が進まない理由)

文部科学省が市町村に対して平成 17 年 1 月に行った調査によると、耐震化が進まない理由として、約 7 割が「耐震補強事業の予算措置が困難」、約 6 割が「耐震診断経費の予算措置が困難」という財政面での問題を指摘している。また「学校数が多い」との指摘も約 2 割あり、多数の学校を抱える設置者においては、学校間の公平性を考慮すると、多大な財政負担が生じることから耐震化を躊躇せざるを得ないという意見もある。

さらに、少子化や市町村合併等による学校の統廃合計画を検討中のため、改築や改修を控えている場合や、公共施設全体の整備計画の中で、学校が優先になり難いとの事情によるものもある。

2 老朽施設の質的整備

(公立小中学校施設の老朽状況の深刻化)

戦後の我が国の公立小中学校施設の最大の課題は、児童生徒の増加にいかに対応するかであり、公立小中学校施設は昭和 50 年代をピークとして整備が行われてきた。そのため、約 30 年経過した今日、全国の公立小中学校施設の保有面積の現状（平成 16 年 5 月 1 日現在）は、老朽化の進行が見られ始める建築後 20 年⁹を経過した建物が全体の約 72.9%を占めているなど、主に昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒急増期に大量に建設された建物の老朽化が深刻な問題となっている（平成 16 年 5 月 1 日現在）。

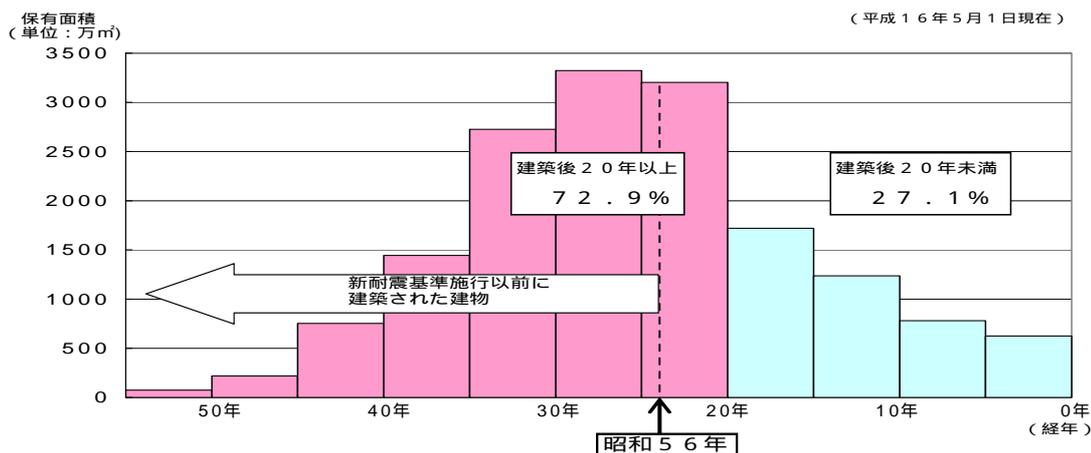


図7. 公立小中学校非木造経年建物の経年別保有面積 (校舎・屋内体育館、寄宿舎の計)

(既存の学校施設の質的整備の遅れ)

学校施設は、言うまでもなく教育活動の拠点であり、一人一人の児童生徒が確かな学力を身につけ、安心して学習に励むためには、高機能かつ多機能な施設環境を備えるとともに、地域との連携、環境との共生、防犯対策、バリアフリー化、健康や安全性など様々な面で十分に配慮される必要がある。

このような観点から、これまで、学校施設の質的整備を図るため、学校施設整備指針等が作成・周知され、徐々に先進的な施設機能を持つものも多く見られるようになっているが、既存の学校施設については、未だ十分な整備が行われているとは言い難い状況にある。



改修前



改修後

(木を多用し、オープンなスペースに改修)

⁹ 「建築物・部材・材料の耐久設計手法・同解説」(日本建築学会)において、建築部位の望ましい目標耐用年数として、例えば外装(外壁タイル仕上げ) 建具(内部)は20~30年、屋根(防水層)は12~20年と設定されており、部材的的確な交換・更新の計画の設定と計画の実施が重要であるとされている。

第3章 今後の学校施設整備の在り方

学校施設については、これまで、第1章で述べた国庫負担・補助などの施策を通じてその整備が図られてきた。しかし、今日、第2章に述べたような課題が生じていることを踏まえ、これに適切に対応していくためには、今後は、以下に述べる、1の「基本的な考え方」の下に2の「推進方策」に従って整備を図っていくことが必要と考える。

1 基本的な考え方

(1) 建て替えから改修による再生整備への転換

(建て替えから改修による再生整備への転換)

既存の公立学校施設の整備に係る5年間(平成12～16年度)の国庫負担・補助の予算額は、全面建て替え(改築)3,743億円、改修1,385億円であるように、これまでは、特に建築後30年以上経過した学校施設を改善する場合、改修による整備よりも、全面建て替え(改築)による整備が多く行われてきた。しかし、膨大な学校施設について、限られた予算で、できる限り多くの施設の耐震性をより早急かつ効率的に確保するとともに、老朽施設の質的整備も図っていくためには、基本的に、これまでの全面建て替え(改築)方式から、工事費が安価¹⁰で工期の短い改修方式による再生整備への転換を図る必要がある。

(耐震性を緊急に確保するための改修(耐震補強))

これまで述べたように、耐震化の推進は、子どもたちの安全の確保という使命を果たすための急務の課題である。これに対応するため、今後は、改修では建物の構造耐力の向上が困難なものを除き、可能な限り積極的に既存施設を活かして耐震補強を実施し、できるだけ早急に全ての学校施設について、耐震性を確保すべきである。耐震補強の実施に際しては、倒壊、大破する危険性の大きいものから優先的に実施していくべきである。

なお、耐震補強は、耐震部材の増設による室内の照度低下など教育環境の悪化を招く恐れがあることから、その実施に当たっては、良好な教室環境の確保や、後述する施設の質的整備に配慮する必要がある。

また、照明設備、天井材等の非構造部材¹¹の安全性の確保のための整備も必要である。さらに、地域の防災拠点としての役割を果たすためには、非常用電源や備蓄倉庫、貯水槽等についても整備する必要がある。

¹⁰ 耐震性が確認されていない公立小中学校施設(約7,700万²)について、全てを改築する場合は工事費が約16兆円、既存施設を活用し、耐震性を確保するための耐震補強のみの改修を実施する場合は工事費が最低でも約2兆円になるとの試算がある。(改築を行う場合、建築単価約20万円/㎡程度その他、既存施設の取り壊しに係る経費として約2万円/㎡程度を要するのに対し、耐震補強・質的整備を図るための改修を行う場合、建築単価約10万円/㎡程度となると仮定。)

¹¹ 外壁、天井材、内装材、床材、屋根材等。



鉄骨ブレースを設置して耐震補強した例

(老朽施設の質的整備を図るための改修)

充実した教育活動も、十分な機能を備えた学校施設がないと成り立たない。老朽化した学校施設については、機能改善を図るとともに、余裕教室の多目的スペースへの転換など高機能・多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境や、防犯性を備え、バリアフリー化を図るなど健康的で安全かつ豊かな施設環境となるよう、さらには地域の生涯学習やまちづくりの拠点となるよう、質的整備を図る必要がある。そのためには、全面建て替え（改築）にとらわれず、適時に改修を実施していくべきである。

また、所要の機能を充足しつつ、既存学校施設を長期に渡り有効に活用するためには、適時適切に維持管理や補修を実施することも必要である。



教室をメディアセンターに改修した例



余裕教室を生徒ラウンジ兼図書コーナーに改修した例

(2) 教育の機会均等・水準確保のための新增築整備

義務教育は、国民の「教育を受ける権利」として、全国どこにおいても、全ての国民に対して、等しく、無償で提供されなければならない。こうした観点から、教育の円滑な実施を確保するためには、基本的な教育条件の一つである学校施設の確保が必要不可欠であり、財政状況に左右されることなく、安定的に学校施設の整備を推進することが必要である。

今日においては、児童生徒数が全体としては減っている状況にあるが、現在においてもなお、マンションの建設等に伴い、児童生徒数が急増している地域や、市町村合併等による小中学校の適正規模への見直しが必要な地域がある。

このため、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴う教室不足の解消や、小中学校を適正な規模にするために統合する場合の新增築整備については、教育の機会均等・水準を安定的に確保するため、今後も引き続き適時適切に実施することが必要である。

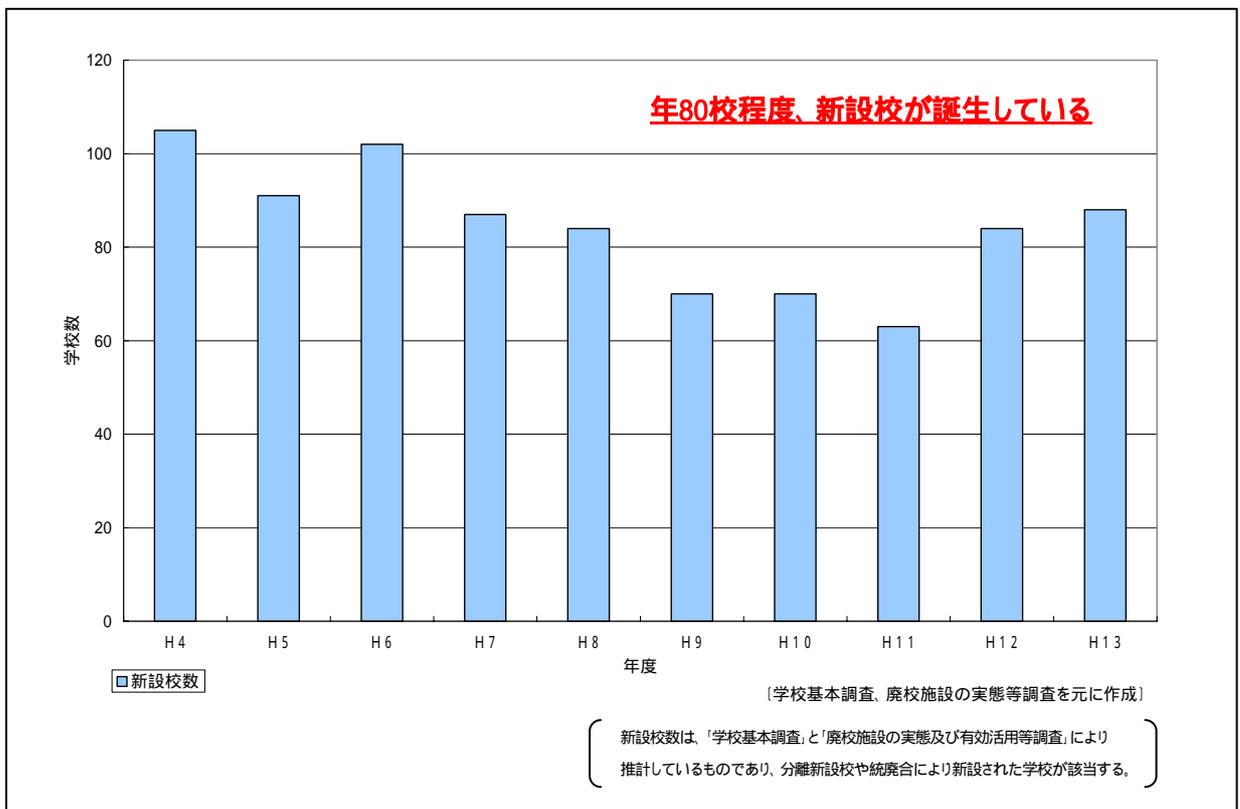


図8．公立小中学校の新設校数

(3) 社会資本としての学校施設の有効活用

公立学校施設は、公教育を支える基本的施設であると同時に、地域住民にとって最も身近なコミュニティの拠点、地域の防災拠点としても重要な役割を果たしているため、地域に密着した社会資本として有効に活用していくことが極めて重要な課題である。

このため、引き続き整備するための財源確保が肝要であるが、国及び地方の債務残高は過去最高の7百兆円を超えるなど厳しい財政事情を踏まえると、新たな投資は効率性を十分考慮していく必要がある。

また、地球規模での環境問題の深刻さを鑑みると、環境負荷の低減の観点から、建設、使用、解体に至るまでの総エネルギー使用量の削減のため、出来るだけ長期間使用することが求められる。

さらに、地域の歴史を蓄積した由緒ある財産となっている学校施設については、その歴史的・文化的価値の継承を果たすとともに、「もの」を大切にするという教育的な側面からも、既存施設を有効に活用していくことが重要である。

こうしたことを踏まえると、学校施設を社会資本として有効に活用していくためには、学校施設を新たに構築するのではなく、改修という手法を用いて、既存の施設の再生を図ることで、価値を引き上げるとともに、これを維持・蓄積していく視点が必要である。その際、学校施設の企画・計画、整備、維持管理を一体的に行い、長期的、戦略的な視点から施設を建設・維持・活用する考え方(施設マネジメント)を導入することも有効である。

2 推進方策

(1) 整備計画の策定

(国における整備方針の策定)

国は、当面、第2章で述べた、今日特に重要な課題である「耐震性の緊急確保」と「老朽施設の質的整備」については、積極的に整備を推進する必要がある。耐震化については、全国各地において大規模な地震発生が危惧される状況であることから、児童生徒と地域住民の安全を確保するため、当面、緊急の対策として、向こう5年間に重点的な対応が必要である。その際、併せて老朽施設の質的整備も図るべきである。

現時点において公立小中学校施設の耐震性が確認されていない建物は約7,700万 m^2 であり、このうち、特に倒壊・大破の危険性が極めて高いと考えられる1/3程度の建物(約2,600万 m^2)については優先的に耐震補強等を図っていくべきであり、その事業費を試算すると概ね3兆円と考えられる¹²。

国は、このような耐震化等の施策を積極的に推進するため、明確な整備方針を示すなど、必要な施策を速やかに講じる必要がある。

(地方における整備計画の策定)

地方公共団体は、学校設置者として、国の整備方針と地域の実情を踏まえ、喫緊の課題である耐震化への対応をはじめとする学校施設整備について責任を持って推進する必要がある。そのためには、既存学校施設の耐震補強や質的整備を図るための改修に係る必要事業量を踏まえた、所管する学校施設全体の整備目標を設定し、これを推進する合理的な整備計画(アクションプラン)を策定し、計画的に実施することが必要である。特に耐震補強については、学校施設耐震化推進指針で示されている「耐震化優先度調査¹³」等を活用して、緊急性の高い建物から優先的に実施する必要がある。

整備計画の策定に当たっては、個々の学校施設、近接する学校施設群、所管する学校施設全体の観点から検討する必要がある。また、教育委員会だけでなく、首長、首長部局等の行政関係者が連携し、専門家、教職員、地域の人々の参画により、関係者間で共通理解を持つことが不可欠である。

(2) 学校施設整備を円滑に推進するための施策

(国の財政支援の必要性)

学校施設については、基本的な教育条件の一つとしての理念を実現するものとして、どの学校で学んでも安全で快適に教育を受けられるよう、国は、地方の財政力格差や財政

¹² 「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」の岡田恒男特別協力者(東京大学名誉教授・(財)日本建築防災協会理事長)の試算。(耐震補強及び老朽施設の質的整備を図るための改修を実施する際の建築単価は新築時の約半分と仮定し、整備面積は平成16年4月1日現在で耐震性が確認されていない建物(約7,700万 m^2)の1/3程度(特に倒壊又は大破する危険性が極めて高いと考えられるもの)約2,600万 m^2 と仮定したものであり、今後の廃校等による整備面積の減少については見込んでいない。)詳しくは関連データ(P42)参照。

¹³ 耐震診断又は耐力度調査を実施しなければならない学校施設を多く所管している地方公共団体等の設置者が、どの学校施設から耐震診断又は耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを主な目的として実施するもの。耐震化優先度調査の実施・評価方法については、関連データ(P30)参照。

状況の変動にかかわらず必要な財源を機動的に支出し、かつ安定的に保障することが必要である。

地方の財政状況としては、累積債務が約2百兆円を超え、また、公立小中学校施設に毎年1.8兆円もの経費を支出するなど、施設に関わる地方の総支出は大きい、経費支出の地域差が極めて大きい。

また、現在求められている学校施設の耐震性の確保については、特に、全国的に一刻も早く進められるべきであるが、実態としては地域差が極めて大きい状況にある。

このため、一時的に多大な財政支出が伴い、設置者の財政負担の大きい公立小中学校施設の整備については、地域間の財政力格差がそのまま学校の安全性の格差につながらないよう、国が必要な財源を安定的に保障し、適切に学校施設の安全性の確保を図っていく必要がある。

(制度改正の必要性)

国は、学校施設に関し、教育の機会均等・水準確保のための新增築や、耐震性の緊急確保のための改修(耐震補強)、老朽施設の質的整備を図るための改修について、安定した財源を制度的に保障し、地方における計画の進捗状況を把握しつつ、責任を持ってその推進を図る必要がある。その上で、地方公共団体における整備計画の策定を支援するとともに、地方の主体的判断による全面建て替え(改築)から改修への転換を促すよう財政支援の仕組みを改革する必要がある。その際、地方の裁量を拡大するとともに、手続きが煩雑である等の地方公共団体の意向も踏まえ、事務の簡素化などの方策についても検討する必要がある。

(3) 各種施策の情報発信等の充実

国は、地方公共団体における既存学校施設の耐震性の確保と質的整備を図るため、具体的な整備手法とその優れた事例、整備計画の策定事例の普及や、学校施設整備に関して専門家による助言を行う相談窓口などの情報提供について、ホームページも活用しつつ、充実を図る必要がある。さらに、耐震性の確保をはじめとする学校施設整備の緊急性について、広く国民に理解と合意を得るために、広報資料の作成と普及に積極的に取り組むことが必要である。

参 考 資 料

学校施設整備指針策定に関する調査研究について

耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について 概要

学校施設整備指針策定に関する調査研究について

平成16年8月11日
官房長決定
平成16年12月8日一部改正

- 1 趣旨
近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設整備についての指針の策定に関する調査研究を行う。
- 2 調査研究事項
(1) 今後の学校施設整備の在り方について
(2) その他
- 3 実施方法
別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
なお、必要に応じその他の関係者の協力を求めることができる。
- 4 実施期間
平成16年8月11日から平成18年3月31日までとする。
- 5 その他
この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

別紙

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者名簿

氏名	職名
赤堀 侃司	東京工業大学教育工学開発センター教授
上野 淳	東京都立大学大学院工学研究科教授
衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
小川 博久	日本女子大学家政学部教授
長田 美紀	上野原町立平和中学校長
加川 幸次	上智大学文学部教授
川村 隆彦	横浜市教育委員会事務局総務部施設管理課長
佐古 順彦	早稲田大学人間科学部教授
定高 伊都子	日本女子大学家政学部教授
丹沢 行夫	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
辻村 哲	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
長澤 悟	独立行政法人国立美術館理事長
成田 幸夫	東洋大学工学部教授
濱崎 久美子	東浦町立片葩小学校長
増谷 信一	東京都立大塚ろう学校長
松村 和子	元(社)日本PTA全国協議会副会長 千葉県PTA連絡協議会相談役
屋敷 和佳	文京学院大学人間学部助教授 学校法人新生学園鶯谷さくら幼稚園副園長
八代 勉	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
山上 隆男	東亜大学サービス産業学部教授
山本 重恒	東京都立つばさ総合高等学校長 一橋大学大学院経済学研究科助教授
	八洲学園大学教授

(: 主査)
(以上22名)

【特別協力者】

岡田 恒男	東京大学名誉教授・(財)日本建築防災協会理事長
長倉 康彦	東京都立大学名誉教授
望月 伸一	株式会社ファインコラボレート研究所 代表取締役

(以上3名)

耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について 概要

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議(主査:辻村哲夫 独立行政法人国立美術館理事長)では、主として公立小中学校施設を対象に、今日、特に重要な課題である耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について、基本的な考え方等を取りまとめた。

第1章 背景

1 学校施設の役割

基本的な教育条件の一つ、地域におけるコミュニティ・防災の拠点

2 これまでの国としての対応

財政支援の実施、学校施設整備に係る指針等の作成・周知等

3 地方における学校施設への経費支出の現状

多大な経費と債務償還費の支出、経費支出の大きな地域間格差・年度間差異等

第2章 学校施設をめぐる今日的課題

1 耐震性の緊急確保

子どもたちの生命を守る必要性、耐震化の深刻な遅れ・地域間格差等

2 老朽施設の質的整備

老朽状況の深刻化、教育内容・方法の変化等への対応の遅れ

第3章 今後の学校施設整備の在り方

1 基本的な考え方

(1) 建て替えから改修による再生整備への転換

膨大な学校施設について、より効率的に耐震化を進めるため、全面建て替え(改築)方式から、工事費が安価で工期の短い改修方式による再生整備への転換が必要

(2) 教育の機会均等・水準確保のための新增築整備

社会的要因等による児童生徒数の増加や、小中学校を適正な規模にするために統合する場合の新增築整備は、今後も引き続き必要

(3) 社会資本としての学校施設の有効活用

学校施設は地域に密着した社会資本ストックの一つとして有効活用を図ることが必要

2 推進方策

(1) 整備計画の策定

当面、向こう5年間に耐震化(併せて老朽施設の質的整備)を重点的に実施すべき(約2,600万 m^2 事業費概ね3兆円)。国は明確な整備方針を示すことなどが必要

(2) 学校施設整備を円滑に推進するための施策

国は、必要な財源を安定的に保障することが必要。また、全面建て替え(改築)から改修への転換を促すよう財政支援の仕組みを改革することが必要

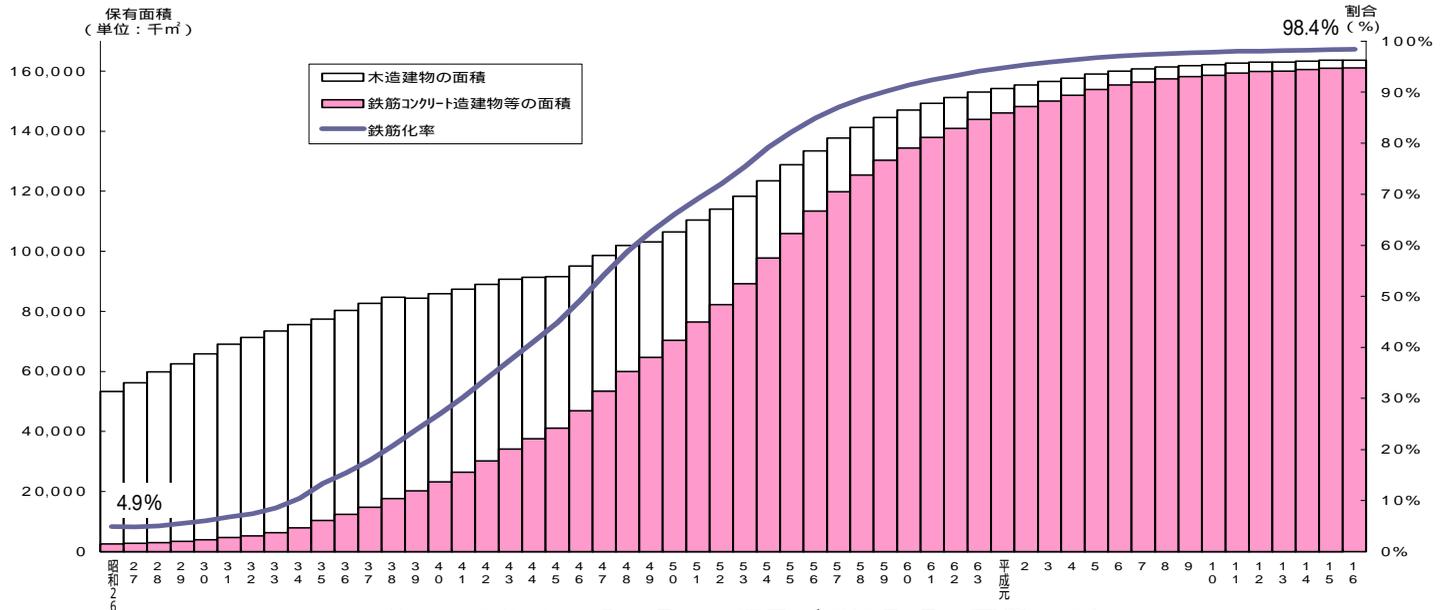
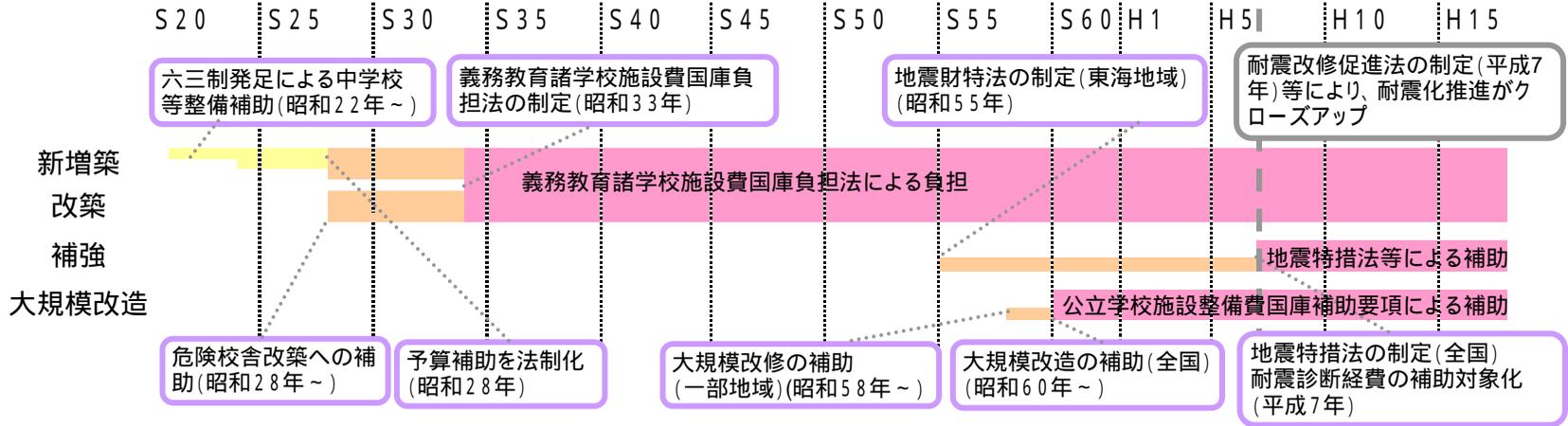
(3) 各種施策の情報発信等の充実

国は、既存学校施設の耐震性の確保と質的整備を図るため、具体的な整備手法・整備計画の優れた事例の普及等を図ることが必要

関 連 デ ー タ

1 . 国庫補助制度の沿革	22
2 . 公立小中学校等に係る施設整備の仕組み	23
・ 公立小中学校等に係る施設整備の仕組み	
・ 公立小中学校等に係る施設整備の現行の国庫負担・補助制度	
3 . 学校施設の整備を推進するための主な指針等	26
4 . 学校施設の耐震化の取組み	28
・ 耐震補強事業等に係る国庫補助制度一覧（公立小中学校等）	
・ 学校施設の耐震対策に関する調査研究の経緯	
・ 耐震化優先度調査の実施・評価方法について	
5 . 初等中等教育における学校の状況	31
6 . 地震による学校施設の被害等	32
・ 近年の地震による公立学校施設の被害状況	
・ 兵庫県南部地震による文教施設の被害状況	
・ 現在までに評価を公表した主な断層帯で発生する地震及び海溝型地震	
・ 公立学校施設の耐震化は急務	
・ 平成16年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況 （小中学校）	
・ 小・中学校の施設の耐震化〔都道府県比較〕	
7 . 公立学校施設の老朽状況の深刻化	38
8 . 公立小中学校の建物保有面積増減率（平成12年度～平成16年度）	39
9 . 国・地方の財政の現状	40
・ 国・地方の財政の現状	
・ 国及び地方の債務残高の国際比較	
10 . 学校施設の耐震化推進方策について（岡田特別委員私案）	42

国庫補助制度の沿革



<表: 公立小中学校施設の保有状況及び構造別保有面積の推移>

公立小中学校等に係る施設整備の仕組み

設置者負担主義の原則

学校の設置・管理・運営等の事務は、原則として設置者が自らの責任において実施すべきものであり、それらの事務に要する経費についても原則として設置者が負担することとなっている。（学校教育法第5条）

しかし、下記のとおり、教育の機会均等と全国的水準の維持向上の観点から、国として、教育条件の整備を行っているところである。

国庫負担・補助制度

負担金

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方の公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するために、国が進んで経費を負担しなければならないもの（地方財政法第10条）

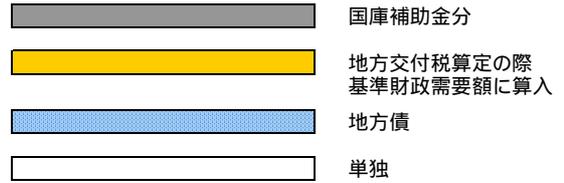
事業種別	新築、増築 教室不足の解消 等 改築 構造上危険な状態にある校舎等の解消
根拠	義務教育諸学校施設費国庫負担法 等

補助金

国が地方公共団体に対し、施策の実施にあたり特別の必要があると認めるときなどに奨励的・援助的に補助することができるもの（地方財政法第16条）

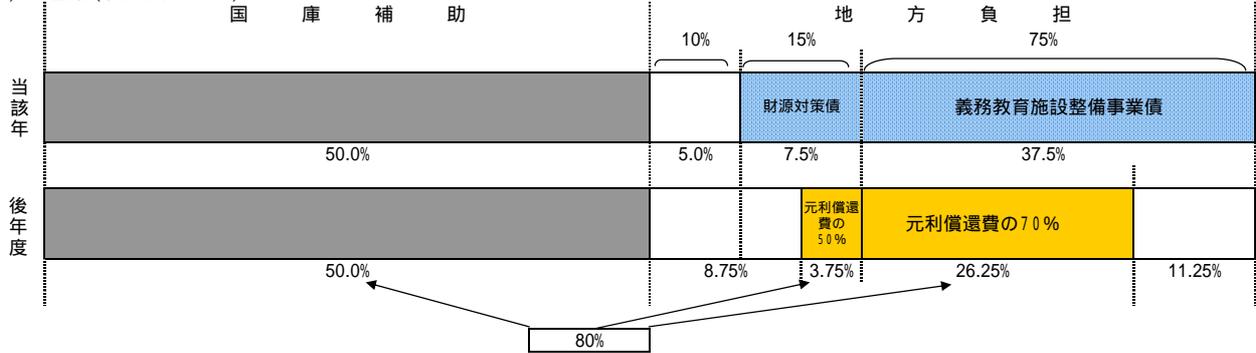
事業種別	改造 等 大規模改造や地震防災対策、学校施設の質的向上のための事業 等
根拠	公立学校施設整備費国庫補助要項 等

財源措置

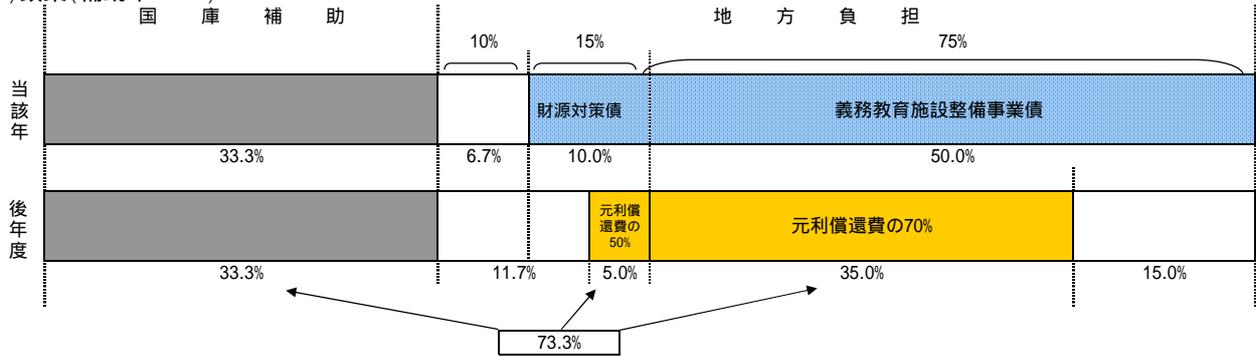


負担金

(1) 新增築(補助率1/2)

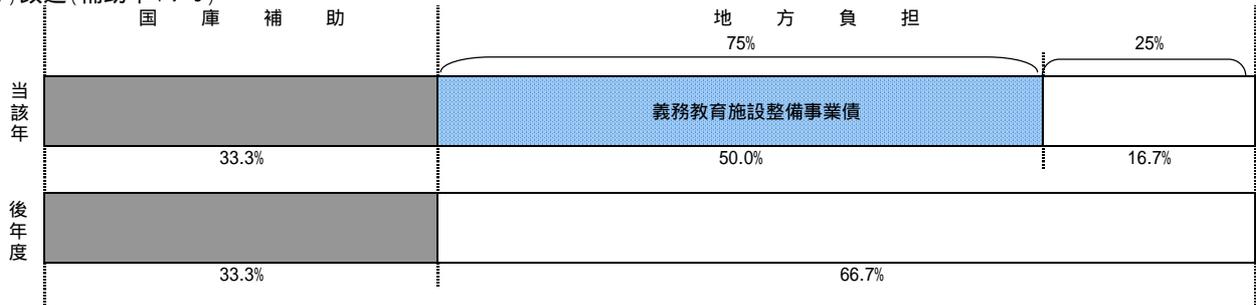


(2) 改築(補助率1/3)

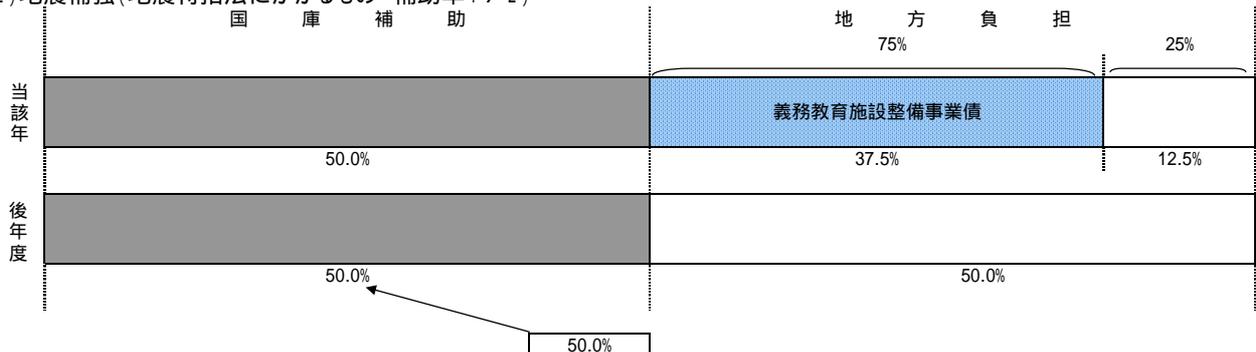


補助金

(1) 改造(補助率1/3)



(2) 地震補強(地震特措法にかかるもの 補助率1/2)



公立小中学校等に係る施設整備の現行の国庫負担・補助制度

1. 義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく負担制度

(1) 新增築事業 (補助率: 原則 1 / 2)

- ・ 新增築 教室の不足を解消するため校舎等を新しく建築

(2) 改築事業 (補助率: 原則 1 / 3)

- ・ 危険建物の改築 構造上危険な状態にあると判断された校舎等を建て直す

2. 補助制度

(1) 大規模改造事業 (補助率: 原則 1 / 3)

既存の校舎等を取り壊さずに、内外装等の模様替えや、教室の機能を高めたり、用途の変更を行う。

< 対象工事の内容 >

- ・ 老朽施設の改造工事 (築後 20 年以上経過して老朽化した建物を全面的に改修)
- ・ 教育内容・方法等に適合させるための改造
- ・ バリアフリー化工事 (エレベーター、自動ドア等)
- ・ 校内 LAN 整備工事 など

(2) 地震防災対策事業 (補助率: 原則 1 / 2)

- ・ 地震補強
- ・ 防災機能の充実・強化 (例: 備蓄倉庫等)

地震防災対策関連法による負担 (補助) 率の特例等あり
 ・ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に
 関する法律
 ・ 地震防災対策特別措置法

(3) 学校施設の質的向上のための事業 (補助率: 原則 1 / 3)

1) 教室内容・方法の多様化に応じた施設づくり

- ・ 多目的スペース・・・多様な学習活動及び児童生徒の生活・活動の場として利用
- ・ 新世代型学習空間・・・少人数学習や IT 授業に対応した学習スペースを整備

2) ゆとりと潤いのある施設づくり

- ・ 木の教育環境整備・・・内装等に木材を使用した教室、和室などを整備
- ・ 環境を考慮した学校・・・新エネルギー・省エネルギー技術の導入や、緑化、中水施設 (エコスクール) 利用などを推進
- ・ バリアフリー化・・・障害のある児童生徒等にやさしい施設づくり など

3) 屋外教育環境整備事業

4) 地域との連携・交流を進める施設づくり

- ・ 地域・学校連携施設・・・学校・家庭・地域社会の連携協力や学校開放を支援

学校施設の整備を推進するための主な指針等

1. 学校施設整備指針

教育内容・教育方法等の多様化や、地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、防犯対策その他社会的要請に対応し、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備指針」を策定している。

- ・小学校施設整備指針（平成4年3月作成 平成15年8月最終改訂）
- ・中学校施設整備指針（平成4年3月作成 平成15年8月最終改訂）
- ・幼稚園施設整備指針（平成5年3月作成 平成15年8月最終改訂）
- ・高等学校施設整備指針（平成6年3月作成 平成16年1月最終改訂）
- ・盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針（平成8年1月作成 平成11年4月一部改訂）

2. 学校施設の耐震化の推進

学校施設は、地震発生時において、子どもたちの安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その耐震化を推進するため、以下の指針等を取りまとめている。

- ・「学校施設の耐震改修に関する調査研究」（平成14年3月）
- ・「学校施設の非構造部材等の耐震点検に関する調査研究報告書（平成14年3月）」
- ・「学校施設の耐震化推進について」（平成15年4月）
- ・「学校施設耐震化推進指針」（平成15年7月）

3. 地域の拠点としての学校施設の充実

学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、まちづくりの核、生涯学習の場として、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、一層積極的な活用を図るため、以下の方策を取りまとめている。

- ・「学校開放のための施設・環境づくり」（平成7年11月）
- ・「複合化及び高層化に伴う学校施設の配慮について」（平成9年10月）
- ・「高齢者との連携を進める学校施設の整備について - 世代を越えたコミュニティの拠点づくりを目指して -」（平成11年6月）
- ・「子ども達の未来を拓く学校施設」（平成11年7月）
- ・「地域に開かれた安全・安心な学校づくりガイドブック（平成15年9月）」

4. 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害の有無にかかわらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう配慮する必要があり、地域住民の生涯学習の場や、地域のコミュニティの拠点、災害時の地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進するため、以下の指針を策定している。

- ・「学校施設のバリアフリー化等の推進について」（平成16年3月）
- ・「学校施設バリアフリー化指針」（平成16年3月）

5．学校施設の防犯対策

学校施設は、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、ハード・ソフト両面から組織的・継続的に安全管理に関する取組を行うことが重要であり、ハード面においては以下の方策を取りまとめている。

- ・「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月)
- ・「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」(平成16年9月)

6．エコスクールの推進

近年、地球温暖化などの地球規模の環境問題が、世界共通の課題として提起されており、学校施設についても、環境への負荷の低減に対応した施設づくりを推進するため、以下の方策を取りまとめている。

- ・「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について」(平成8年3月)
- ・「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の現状と今後の整備推進に向けて」(平成13年3月)

7．学校施設の環境対策

児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるよう、以下の方策を取りまとめている。

- ・「地球環境のためにわたしたちができること～学校施設での省エネルギー対策について～」(平成14年3月)
- ・「学校施設における化学物質による室内空気汚染防止対策に関する調査研究報告書」(平成15年7月)
- ・「学校施設の換気設備に関する調査研究報告書」(平成16年3月)
- ・「教室等の室内環境に関する調査研究報告書」(平成16年3月)

8．その他

屋外教育環境の充実、学校施設の木材利用、学校用家具の充実、余裕教室の活用等を図るため、以下の方策を取りまとめている。

- (学校用家具の充実)
- ・「学校用家具の現状に関する調査研究報告書」(平成11年3月)
- ・「盲・聾・養護学校における家具に関する調査研究報告書」(平成14年3月)
- ・「幼稚園用家具の現状に関する調査研究報告書」(平成15年3月)

地震防災対策事業の概要

1. 地震防災対策関連法

区分	地震財特法 (地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)	地震特措法 (地震防災対策特別措置法)
制定の契機	昭和51年秋の地震学会において、駿河湾地域に大規模な地震が発生するおそれがあるとの研究発表が行われ、これが静岡県を中心とした東海地域に複雑な社会的影響を与えた。	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)の経験
制定日	昭和55年5月28日制定	平成7年6月16日制定
対象地域	東海地震に係る地震防災対策強化地域	全 国

大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日制定)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域

(計画の内容(公立学校関係))

計画期間	昭和55年度～平成16年度	平成18年度～平成12年度 平成13年度～平成17年度
計画名称	地震対策緊急整備事業計画	地震防災緊急事業五箇年計画
条文	(第3条) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	(第3条) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な水泳プール・・・その他の施設又は設備

2. 負担(補助)率の特例等

区分		原則(義務法等)	負担(補助)の特例	
			地震財特法	地震特措法
小中 学校等	改 築	1/3	1/2(校舎のみ)	—
	非木造校舎補強	1/3	1/2 2/3(財政力指数0.5以下)	1/2
	上記以外補強	1/3(大規模改造)	—	—

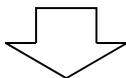
学校施設の耐震対策に関する調査研究の経緯

学校施設の耐震性能等に関する調査研究（平成6～13年度）

< 個々の建物の耐震対策 >

阪神・淡路大震災における文教施設の被災調査等に基づいた耐震性に関する技術的留意事項の検討

- ・ 新建築物、既存建築物の耐震計画・設計上の留意点の提示
H7.5.19 / H8.9.30 付け「文教施設の耐震性の向上の推進について」
(2通知を整理・統合)H11.4.20 付け「文教施設の耐震性の向上の推進について」
- ・ 屋内運動場等の耐震性能診断基準の策定
H8.6.27 付け「『屋内運動場等の耐震性能診断基準』の策定について」
- ・ 大空間構造の屋根(プレキャストコンクリート)に関する耐震診断・改修方法の提示
H9.12.10 付け「『文教施設の耐震性能等に関する調査研究』の報告書の送付について」
- ・ 非構造部材等の耐震点検・改修手法の提示
H14.5.31 付け「文教施設の非構造部材等の耐震性の確保について」
- ・ 機能改善を伴う学校施設の耐震改修手法の提示
H14.5.31 付け「学校施設の耐震改修の推進について」



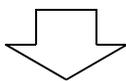
学校施設の耐震化推進に関する調査研究（平成14年度）

< 設置者が所管する学校施設全体の耐震対策 >

- ・ 設置者が所管する学校施設全体の耐震対策に取り組む際の課題の検討
- ・ 設置者が所管する学校施設全体の耐震化推進計画の策定手法や耐震化推進方策の検討

H15.4.15 付け「『学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議』の報告について」

H15.7.14 付け「『学校施設耐震化推進指針』の策定について」



学校施設の耐震化推進に関する支援事業（平成15,16年度）

< 学校施設の耐震化推進計画策定支援事業 >

- ・ 設置者が所管する学校施設に係る耐震化推進計画の策定をモデル的に支援

耐震化優先度調査の実施・評価方法について

鉄筋コンクリート造校舎の耐震化優先度調査

文部科学省では、各設置者が所管する学校施設の耐震化を推進するための基本的な考え方、具体的な耐震化推進計画の策定手法及び留意点等を提示した「学校施設耐震化推進指針」(平成 15 年 7 月策定)を都道府県教育委員会等へ通知しており、本指針においては、以下のような耐震化優先度調査の実施・評価方法を提示している。

1. 耐震化優先度調査の実施方法

耐震化優先度調査の対象となる鉄筋コンクリート造校舎について、それぞれの建物の建築年及び階数により、下記()に示す ~ V に分類し、次に、下記()に示す補正項目について検討を行う。

() 基本分類

当該建物の建築年及び階数により以下の 5 つに分類する。

表. 建築年及び階数による分類

分類	該 当 建 物
	「昭和 46 年以前建築の 3 階建て以上の建物」
	「昭和 46 年以前建築の 2 階建ての建物」又は 「昭和 47 年以後建築の 4 階建て以上の建物」
	「昭和 46 年以前建築の平屋建ての建物」又は 「昭和 47 年以後建築の 3 階建ての建物」
	「昭和 47 年以後建築の 2 階建ての建物」
	「昭和 47 年以後建築の平屋建ての建物」

() 補正項目

コンクリート強度、老朽化、プラン、耐震壁の配置、想定震度

2. 耐震化優先度調査の評価方法

上記 1. による耐震化優先度調査の結果に基づき、以下に示す評価フローに従って、優先度の補正 (A は優先度を下げる補正、C は優先度を上げる補正) を行い当該建物の耐震診断又は耐力度調査の優先度ランク R_p を判断する。

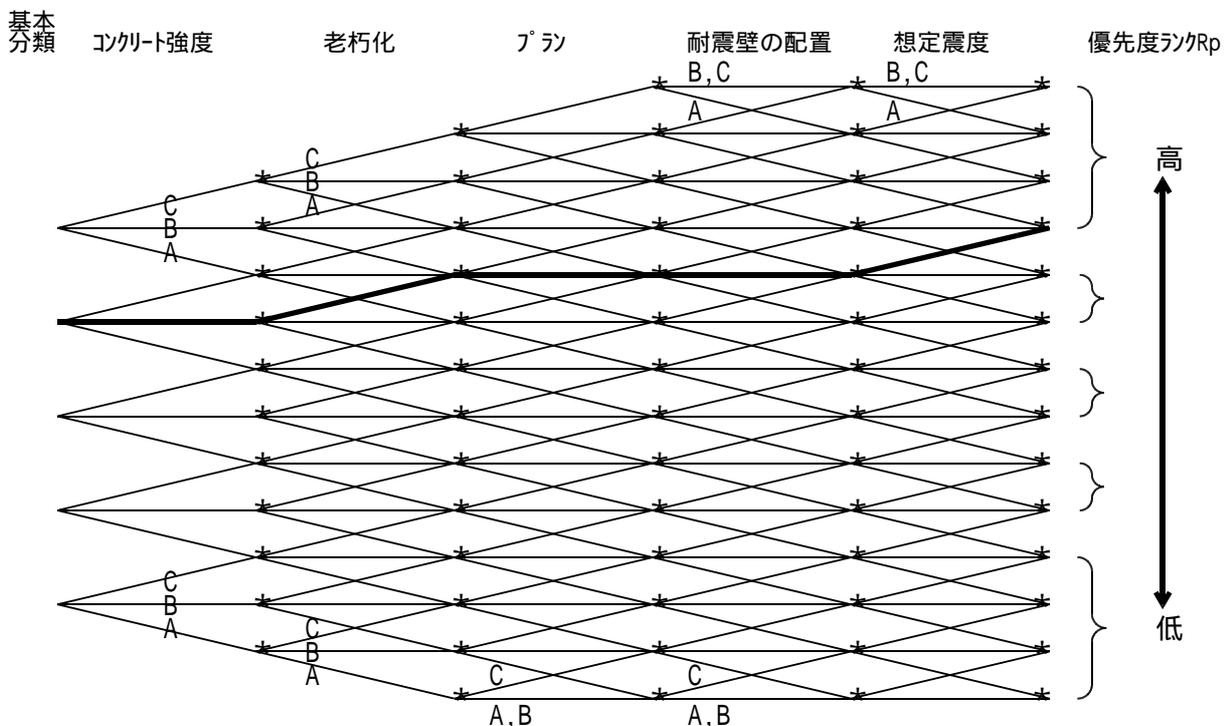


図. 補正項目による優先度の評価フロー

注 1 : 上記図中の太線は、基本分類 の建物で、補正項目の分類がそれぞれコンクリート強度 B、老朽化 C、プラン B、耐震壁の配置 B、想定震度 C の場合の優先度補正を例示しており、耐震診断又は耐力度調査の優先度は (最優先) となる。

注 2 : 調査対象階が複数にわたる場合、各階ごとに優先度を調査するが、最終結果はその内の優先度が高いランクを採用する。

初等中等教育における学校の状況

平成16年5月1日現在

区 分	学 校 数				学 校 建 物 面 積			
	総数 校	国 立 校	公 立 校	私 立 校	総数 千m ²	国 立 千m ²	公 立 千m ²	私 立 千m ²
幼 稚 園	14,061	49	5,649	8,363	12,457	46	3,583	8,828
小 学 校	23,420	73	23,160	187	104,178	454	102,852	872
中 学 校	11,102	76	10,317	709	63,579	451	60,852	2,276
高 等 学 校	5,429	15	4,093	1,321	65,275	152	46,501	18,622
中等教育学校	18	2	7	9	77	12	-	65
盲 学 校	71	1	68	2	5,826	189	5,603	34
聾 学 校	106	1	104	1				
養 護 学 校	822	43	767	12				
合 計	55,029	260	44,165	10,604	251,392	1,304	219,391	30,697

- (注) 1 学校数、学校建物面積(私立)は、学校基本調査報告書による。
 2 学校建物面積(公立)は、公立学校施設実態調査報告による。
 3 学校建物面積(国立)は、国立大学法人等施設実態調査報告書による。
 4 中等教育学校の学校建物面積(公立)については、前期課程を中学校へ、後期課程を高等学校へそれぞれ計上している。

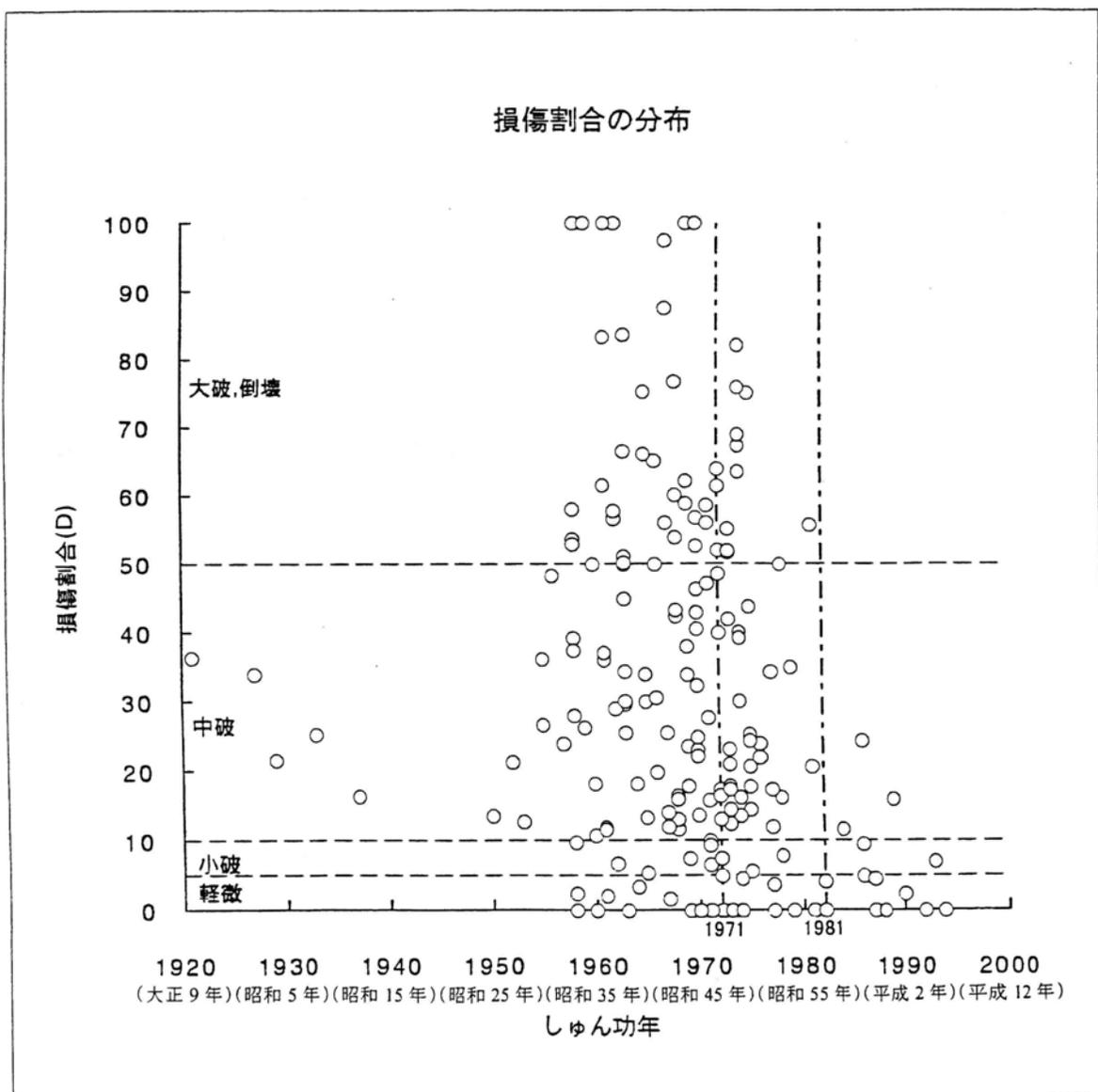
近年の地震による公立学校施設の被害状況

平成15、16年度に発生した地震による公立学校施設の被害状況は以下の通り。

	平成16年度	平成15年度																																																						
	新潟県中越地震	十勝沖地震	宮城県北部を震源とする地震	宮城県沖を震源とする地震																																																				
地震の概要	10月23日地震発生 規模：マグニチュード6.8 最大震度：震度7	9月26日地震発生 規模：マグニチュード8.0 最大震度：震度6弱	7月26日地震発生 規模：マグニチュード6.4 最大震度：震度6強	5月26日地震発生 規模：マグニチュード7.1 最大震度：震度6弱																																																				
被害の状況	336校 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>幼稚園</td><td>6</td></tr> <tr><td>小学校</td><td>180</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>86</td></tr> <tr><td>高校</td><td>49</td></tr> <tr><td>盲聾養護</td><td>13</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2</td></tr> </table>	幼稚園	6	小学校	180	中学校	86	高校	49	盲聾養護	13	その他	2	239校 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>幼稚園</td><td>1</td></tr> <tr><td>小学校</td><td>136</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>80</td></tr> <tr><td>高校</td><td>19</td></tr> <tr><td>盲聾養護</td><td>2</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td></tr> </table>	幼稚園	1	小学校	136	中学校	80	高校	19	盲聾養護	2	その他	1	169校 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>幼稚園</td><td>15</td></tr> <tr><td>小学校</td><td>82</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>32</td></tr> <tr><td>高校</td><td>29</td></tr> <tr><td>大学</td><td>1</td></tr> <tr><td>盲聾養護</td><td>4</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6</td></tr> </table>	幼稚園	15	小学校	82	中学校	32	高校	29	大学	1	盲聾養護	4	その他	6	759校 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>幼稚園</td><td>18</td></tr> <tr><td>小学校</td><td>350</td></tr> <tr><td>中学校</td><td>201</td></tr> <tr><td>高校</td><td>151</td></tr> <tr><td>大学</td><td>2</td></tr> <tr><td>盲聾養護</td><td>18</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19</td></tr> </table>	幼稚園	18	小学校	350	中学校	201	高校	151	大学	2	盲聾養護	18	その他	19
幼稚園	6																																																							
小学校	180																																																							
中学校	86																																																							
高校	49																																																							
盲聾養護	13																																																							
その他	2																																																							
幼稚園	1																																																							
小学校	136																																																							
中学校	80																																																							
高校	19																																																							
盲聾養護	2																																																							
その他	1																																																							
幼稚園	15																																																							
小学校	82																																																							
中学校	32																																																							
高校	29																																																							
大学	1																																																							
盲聾養護	4																																																							
その他	6																																																							
幼稚園	18																																																							
小学校	350																																																							
中学校	201																																																							
高校	151																																																							
大学	2																																																							
盲聾養護	18																																																							
その他	19																																																							
(主な被害状況)	柱・壁亀裂、外壁崩落、ブレース破断、グラウンド一部陥没・亀裂、窓ガラス破損等	床一部傾斜、壁亀裂、水道管破損、窓ガラス破損等	柱亀裂、壁一部落下・亀裂、水道管破裂、窓ガラス破損等	壁落下・亀裂、水道管破裂、窓ガラス破損、受水槽破損等																																																				
(被害が生じた都道府県名)	新潟県、群馬県、福島県、山形県	北海道、青森県	宮城県、岩手県	宮城県、岩手県、山形県、福島県、青森県、秋田県																																																				

兵庫県南部地震による文教施設の被災状況

<兵庫県南部地震> 発生年月日：平成7年1月17日
 規 模：マグニチュード7.3
 最大震度：震度7



文部省（当時）が平成6・7年度に（社）日本建築学会に委嘱し実施した「文教施設の耐震性能等に関する調査研究」において行った、兵庫県南部地震による文教施設の被災度調査の結果である。

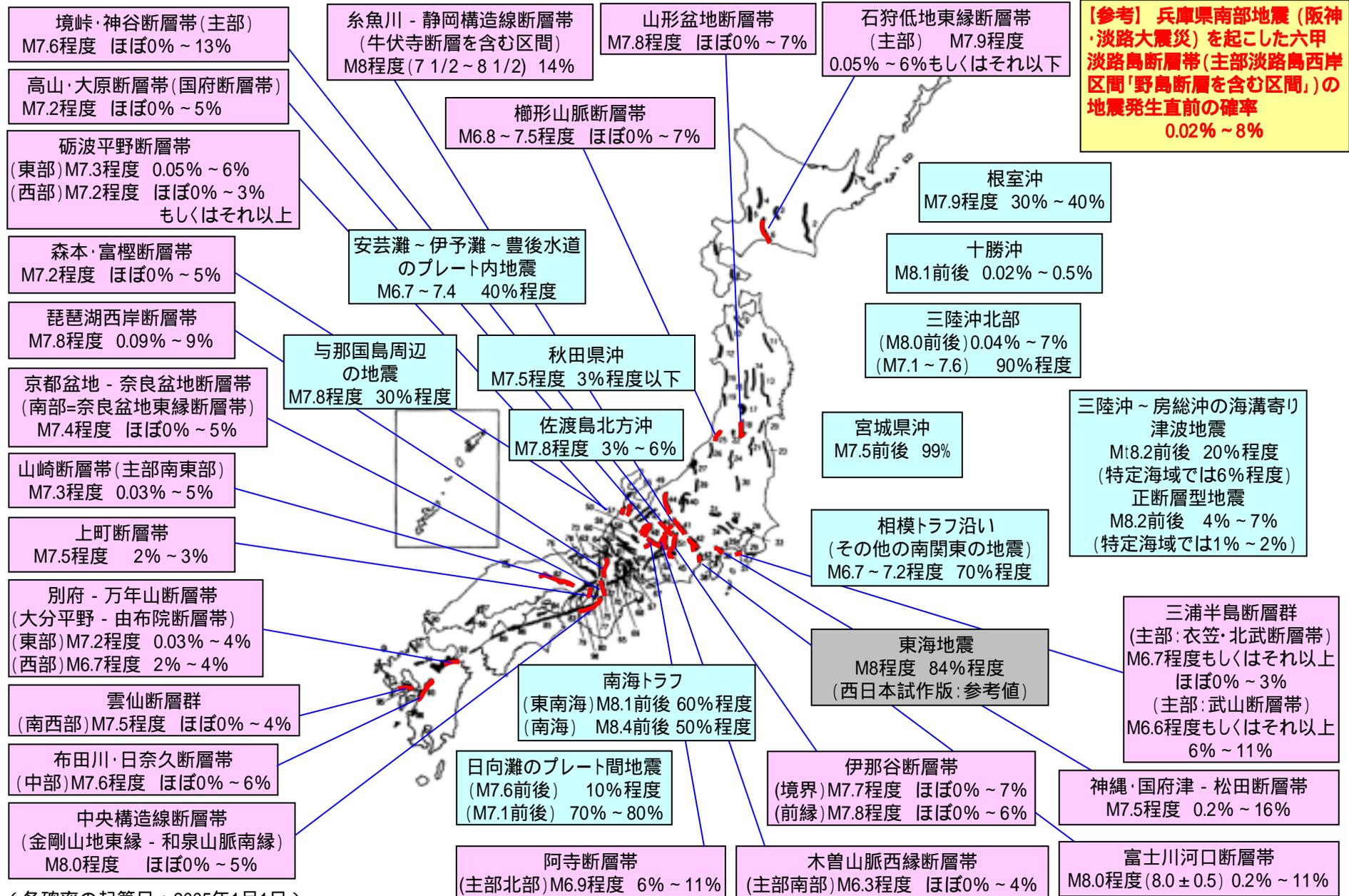
（上図は、272棟（139施設）のうち、損傷割合（D）が算出され、しゅん功年が判明している195棟について示したもの。なお、新耐震基準施行（昭和56年）以前にしゅん功した文教施設は175棟あった。）

※損傷割合（D）は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会）により、個々の被災建築物について、損傷の程度及びその状況から「軽微」、「小破」、「中破」、「大破」及び「倒壊」の5区分に判定される。

現在までに評価を公表した主な断層帯で発生する地震及び海溝型地震

(想定規模と今後30年以内に大地震が起こる確率)

海溝型地震
活断層で発生する地震



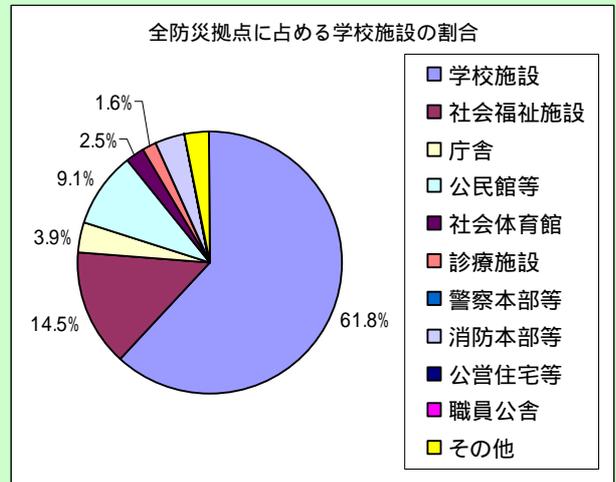
(各確率の起算日: 2005年1月1日)

公立学校施設の耐震化は急務

防災拠点に指定されている公共施設の約6割が学校施設

防災拠点となる公共施設の棟数【市町村分】

区分	全棟数A	うち防災拠点 B	割合C B / A	全防災拠点に 占める当該施設 の割合
学校施設	131,449	100,819	76.7%	61.8%
社会福祉施設	23,596	23,596	100.0%	14.5%
庁舎	9,558	6,324	66.2%	3.9%
公民館等	25,384	14,898	58.7%	9.1%
社会体育館	6,118	4,096	66.9%	2.5%
診療施設	4,225	2,615	61.9%	1.6%
警察本部等	-	-	-	-
消防本部等	5,676	5,676	100.0%	3.5%
公営住宅等	97,424	0	0.0%	0.0%
職員公舎	2,943	0	0.0%	0.0%
その他	28,783	5,168	18.0%	3.2%
計	335,156	163,192	48.7%	100.0%



平成15年4月1日現在

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書より

他の公共施設に比べ耐震化が遅れている学校施設

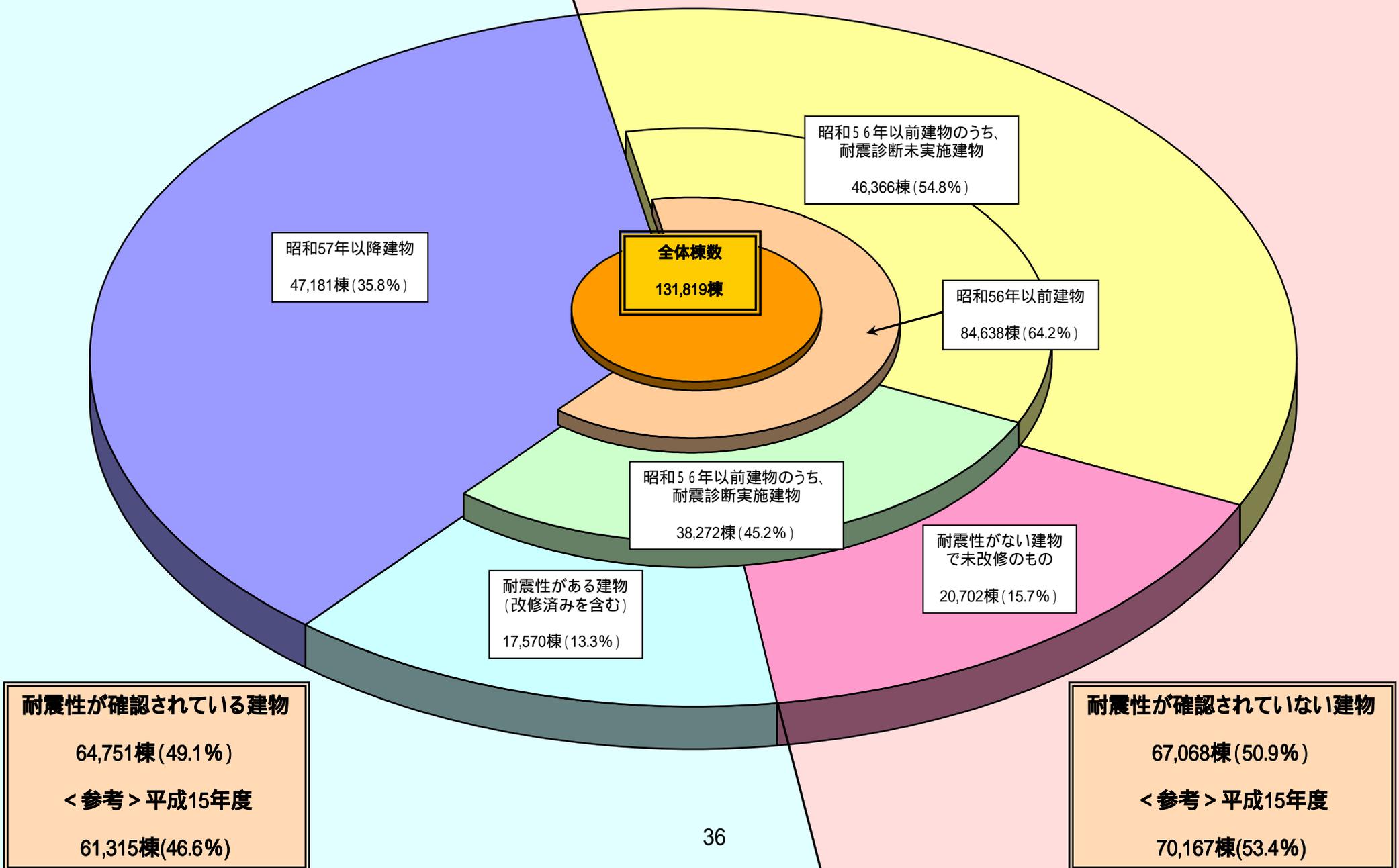
公共施設等の耐震改修進捗状況



防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書より

平成15年4月1日現在

平成16年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況(小中学校)



小・中学校の施設の耐震化 [都道府県比較]

全ての建物に
対する割合

(公立の小・中学校に関する平成16年4月の状況)



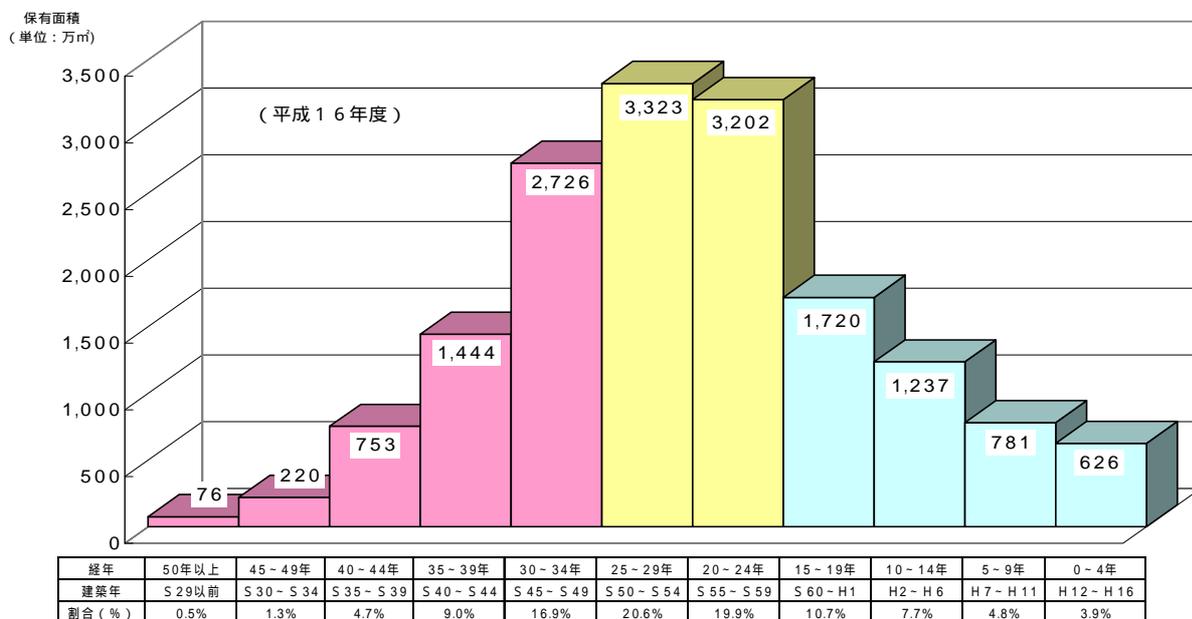
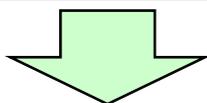
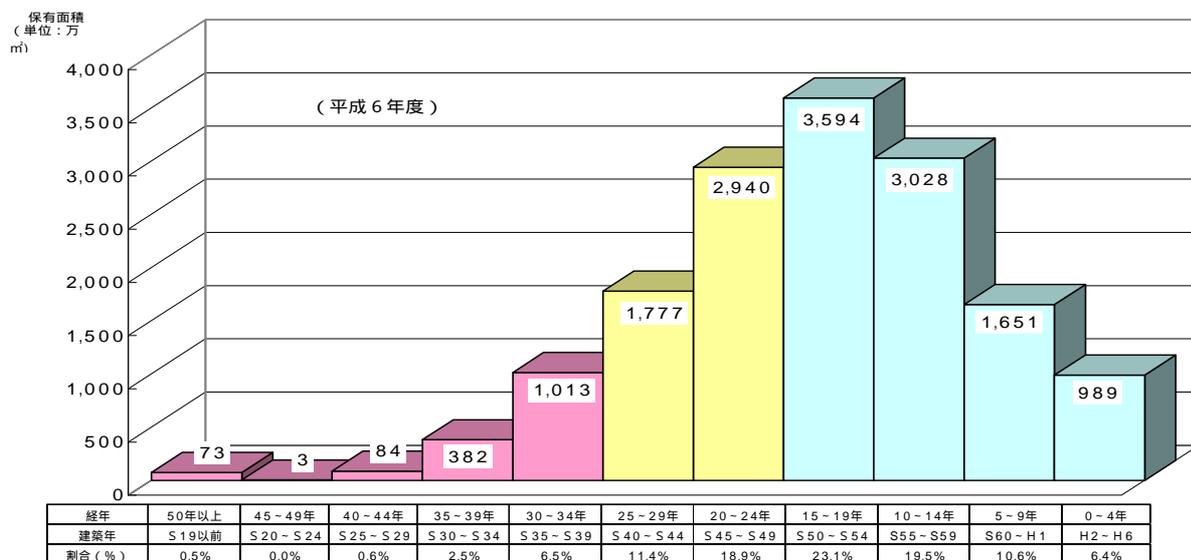
公立学校施設の老朽状況の深刻化

経年別保有面積の割合を10年前と比較すると

- ・ 建築後30年以上の面積が3.4倍に増加
- ・ 建築後20年以上の面積も1.4倍に増加

近い将来膨大な量の整備需要が発生

公立小中学校非木造建物の経年別保有面積<全国>
(校舎・屋体・寄宿舎の計)

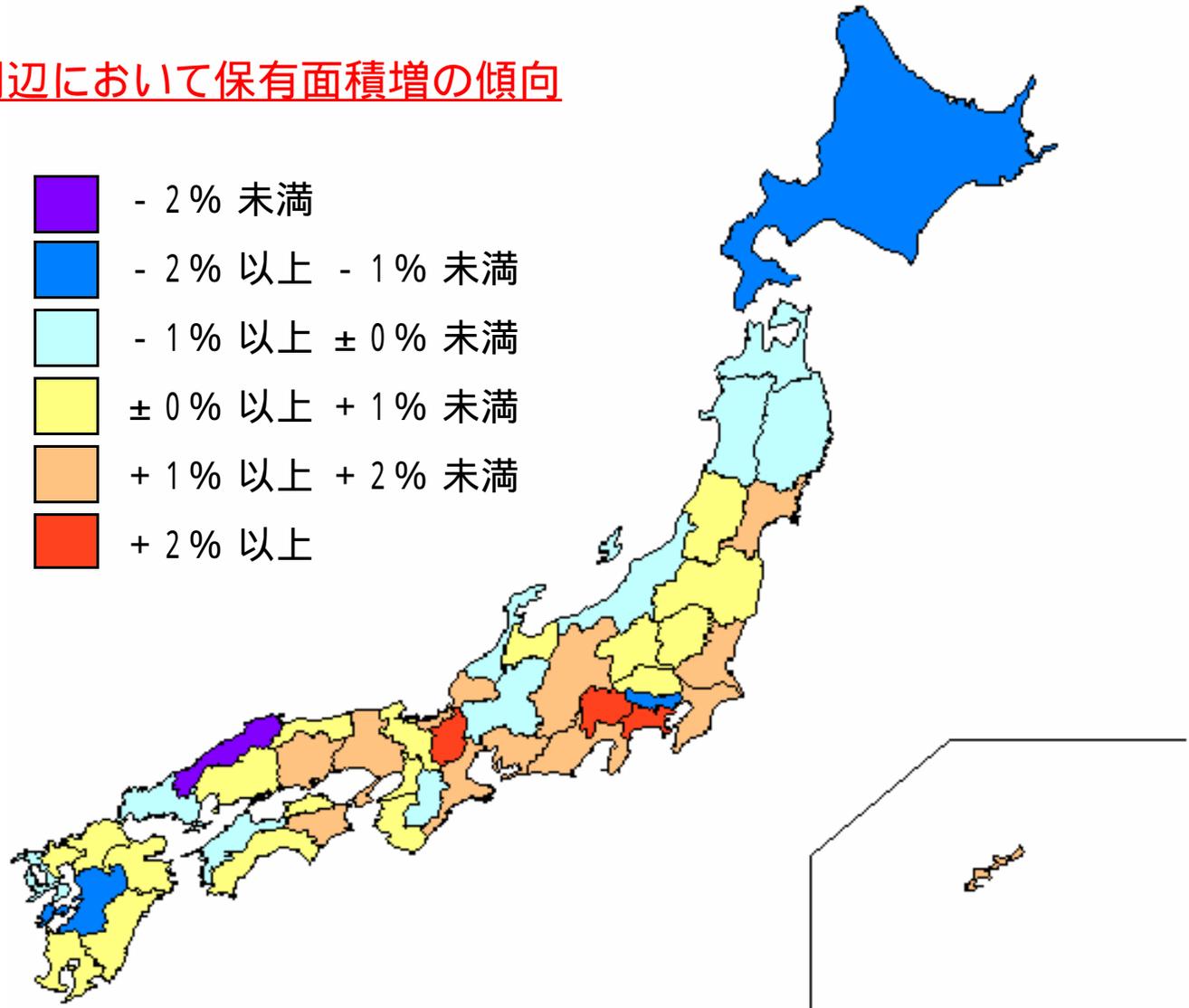


経過年数	平成6年度		平成16年度		面積割合 (/)
	保有面積 (万㎡)	割合 (%)	保有面積 (万㎡)	割合 (%)	
30年以上	1,555	10.0	5,219	32.4	3.4倍
20~29年	4,717	30.4	6,525	40.5	1.4倍
20年未満	9,262	59.6	4,364	27.1	0.5倍
合計	15,534	100.0	16,108	100.0	1.0倍

公立小中学校の建物保有面積増減率

(平成12年度～平成16年度)

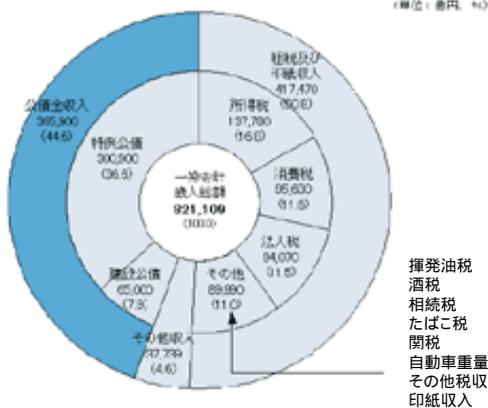
大都市周辺において保有面積増の傾向



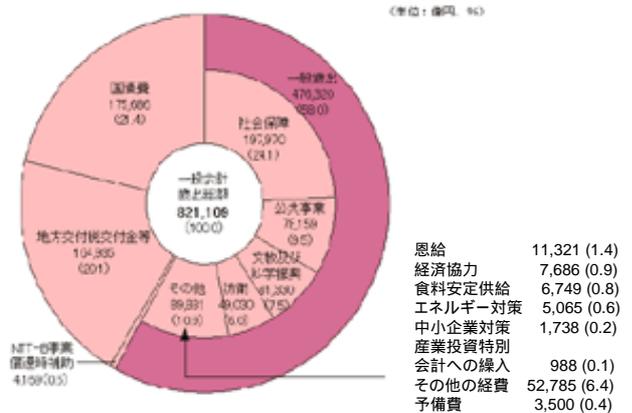
国・地方の財政の現状

国の財政(平成16年度一般会計予算)

歳入内訳



歳出内訳



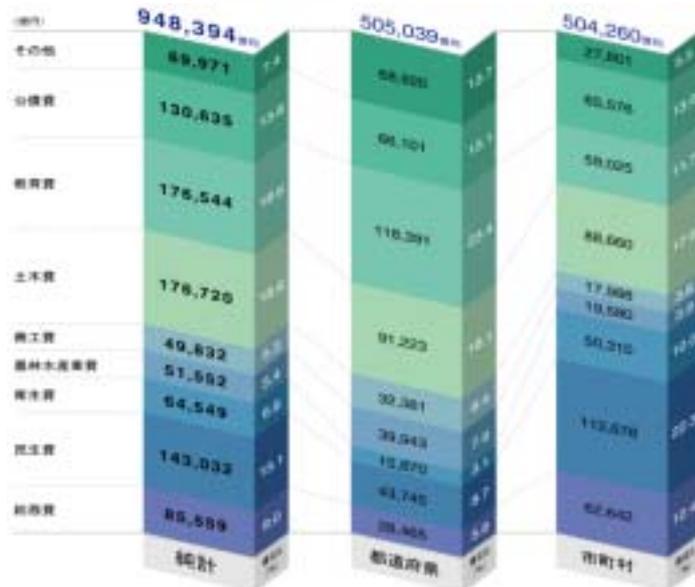
出典:日本の財政を考える(平成16年9月 財務省)

地方の財政(平成14年度決算)

歳入内訳



歳出内訳



出典:平成16年版 地方財政白書ビジュアル版(総務省)

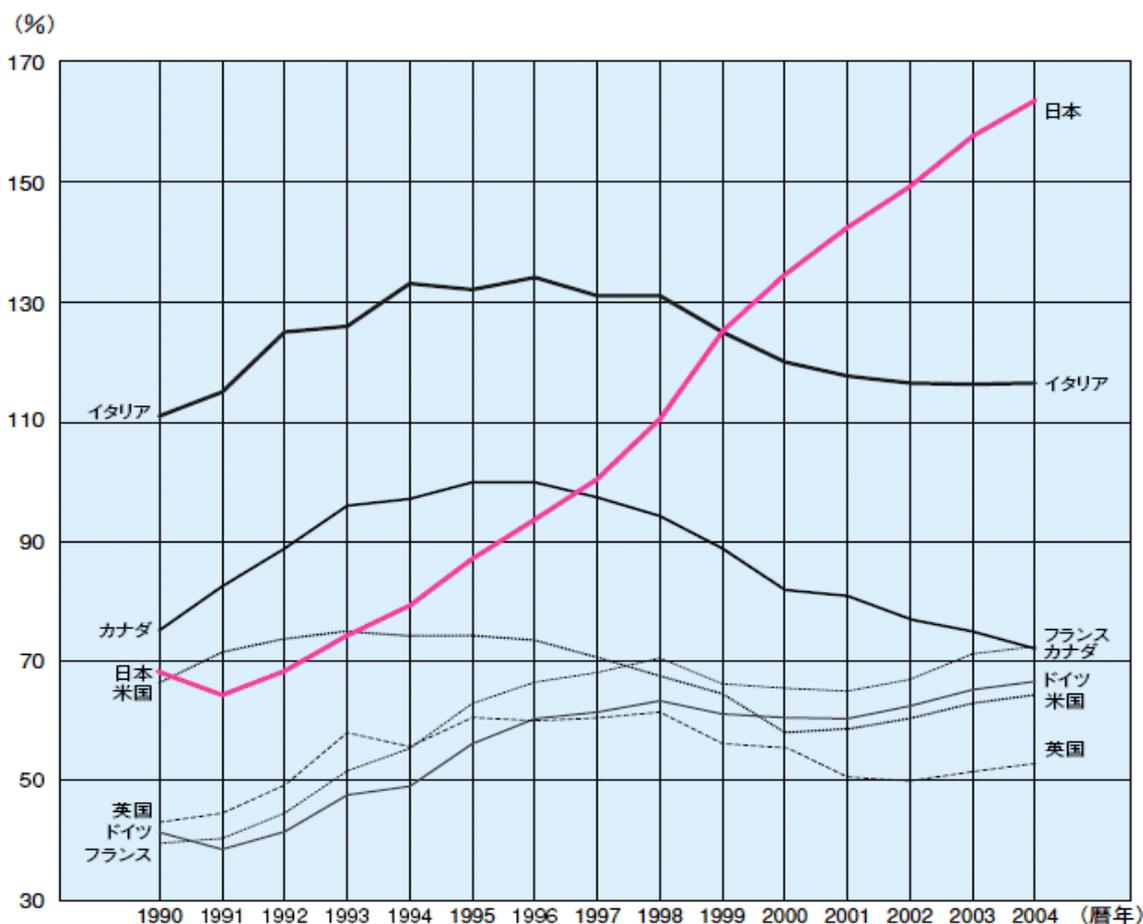
国及び地方の債務残高

< 日本の状況 >

(単位:兆円)

	国	地方	国と地方の重複分	国・地方合計
平成16年度末 (2004年度末) < 予算 >	548程度	204程度	33程度	719程度

< 国際比較(対GDP比) >



出典: 日本の財政を考える(平成16年9月 財務省)

学校施設の耐震化推進方策について

耐震化推進に係る経費

耐震性がないとされる建物（約 7,700 万 m^2 ）を解消するための経費としては以下の通りと想定。

全面改築の整備

昭和 56 年以前に建築された建物で耐震性がないとされるもの（約 7,700 万 m^2 ）を全て改築すると仮定

概ね 1.6 兆円程度

改築 + 改修の整備

昭和 46 年以前に建築された建物で耐震性がないとされるもの（約 2,600 万 m^2 ）を改築、昭和 47 年から昭和 56 年までに建築された建物で耐震性がないとされるもの（約 5,100 万 m^2 ）を耐震補強及び質的整備を図るための改修を実施すると仮定

概ね 7 ~ 1.1 兆円程度（但し、7 兆円では最低限の耐震補強のみ）

改修中心の整備

昭和 56 年以前に建築された建物で耐震性がないとされるもの（約 7,700 万 m^2 ）を全て耐震補強及び質的整備を図るための改修を実施すると仮定

概ね 2 ~ 8 兆円程度（但し、2 兆円では最低限の耐震補強のみ）

耐震化推進方策

倒壊又は大破する危険性の高い学校施設から優先的に耐震化対策を実施すべき。特に、学校施設耐震化推進指針における優先度調査の結果、優先度ランク とされたものについては、緊急に耐震化を図ることが必要。

なお、平成 15、16 年度に実施された優先度調査の結果によれば、優先度ランクのものが 1 / 3 あり、昭和 56 年以前に建築された建物で耐震性がないとされる校舎（約 7,700 万 m^2 ）の 1 / 3 程度（特に倒壊又は大破する危険性が極めて高いと考えられるもの）については、緊急に耐震化を図ることが必要。

〔 「平成 15、16 年度 学校施設の耐震化推進計画支援事業」において実施された耐震化優先度調査の結果（平成 17 年 1 月末時点） 〕

（参 考）

試算（特に緊急に耐震化整備を実施するために必要な経費）

条件：昭和 56 年以前に建築された建物で耐震性がないとされるもの（約 7,700 万 m^2 ）の概ね 1 / 3 程度（特に倒壊又は大破する危険性が極めて高いと考えられるもの）について、全て耐震補強及び質的整備を図るための改修を実施するものと仮定すると

8 兆円のうち、最大で概ね 3 兆円程度